

平成18年第6回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示.....	5
平成18年第6回常陸太田市議会定例会会期日程.....	6
第1号 12月14日(木)	
○議事日程(第1号).....	7
○本日の会議に付した事件.....	8
○出席議員.....	8
○説明のため出席した者.....	9
○事務局職員出席者.....	9
開 会.....	9
開 議.....	9
○会議録署名議員の指名.....	9
○諸般の報告.....	10
○日程第 1 会期の決定.....	12
○日程第 2 報告第14号ないし報告第15号(一括上程).....	13
提案理由説明.....	13
採 決.....	14
日程第 3 議案第88号ないし議案第109号(一括上程).....	14
提案理由説明.....	15
日程第 4 議案第110号ないし議案第119号(一括上程).....	25
提案理由説明.....	25
質 疑 1番 木村 郁郎君.....	31
22番 立原 正一君.....	32
26番 宇野 隆子君.....	42
日程第 5 議員提案第10号.....	53
提案理由説明.....	53
採 決.....	54
散 会.....	55
第2号 12月15日(金)	
○議事日程(第2号).....	57
○本日の会議に付した事件.....	57
○出席議員.....	57

○説明のため出席した者	5 7
○事務局職員出席者	5 8
開 議	5 8
○日程第 1 一般質問	
5 番 益子 慎哉君	5 8
1 2 番 菊池 伸也君	6 6
1 3 番 関 英喜君	7 2
2 2 番 立原 正一君	8 3
1 7 番 川又 照雄君	1 0 7
7 番 平山 晶邦君	1 1 4
散 会	1 2 0

第3号 12月18日(月)

○議事日程(第3号)	1 2 1
○本日の会議に付した事件	1 2 1
○出席議員	1 2 1
○説明のため出席した者	1 2 1
○事務局職員出席者	1 2 2
開 議	1 2 2
○日程第 1 一般質問	
1 番 木村 郁郎君	1 2 2
3 番 鈴木 二郎君	1 2 5
1 6 番 山口 恒男君	1 2 8
6 番 深谷 秀峰君	1 3 4
2 6 番 宇野 隆子君	1 4 3
散 会	1 6 0

第4号 12月22日(金)

○議事日程(第4号)	1 6 1
○本日の会議に付した事件	1 6 1
○出席議員	1 6 1
○説明のため出席した者	1 6 1
○事務局職員出席者	1 6 2
開 議	1 6 2
○日程第 1 委員長報告 議案第88号ないし議案第119号	
総務委員長 黒沢 義久君	1 6 2
文教民生委員長 関 英喜君	1 6 3
産業水道委員長 高星 勝幸君	1 6 3

建設委員長	沢畠 亮君	164
討 論	26番 宇野 隆子君	165
採 決		167
閉 会		170

資 料

議案等委員会付託表.....	1 7 1
一般質問発言通告者及び発言要旨.....	1 7 2
総務委員会審査報告書.....	1 7 6
文教民生委員会審査報告書.....	1 7 8
産業水道委員会審査報告書.....	1 8 0
建設委員会審査報告書.....	1 8 1
飲酒運転撲滅に関する決議.....	1 8 3

常陸太田市告示第126号

平成18年第6回常陸太田市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成18年12月7日

常陸太田市長 大久保 太一

1. 期 日 平成18年12月14日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成18年第6回常陸太田市議会定例会会期日程

平成18年12月14日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
12月14日	木	本 会 議	1.開 会 2.会期の決定 3.議案説明 4.議案質疑 5.委員会付託
12月15日	金	本 会 議	1.一般質問
12月16日	土	休 会	
12月17日	日	休 会	
12月18日	月	本 会 議	1.一般質問
12月19日	火	委 員 会	1.総務委員会 2.文教民生委員会
12月20日	水	委 員 会	1.産業水道委員会 2.建設委員会
12月21日	木	休 会	
12月22日	金	本 会 議	1.委員長報告(質疑・討論・採決) 2.閉 会

平成18年第6回常陸太田市議会定例会会議録

平成18年12月14日(木)

議事日程(第1号)

平成18年12月14日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市手数料条例の一部を改正する条例)
- 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号))
- 日程第 3 議案第88号 常陸太田市企業等立地促進条例の制定について
- 議案第89号 常陸太田市行政組織条例の一部改正について
- 議案第90号 常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第91号 常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第92号 常陸太田市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について
- 議案第93号 常陸太田市下水道条例の一部改正について
- 議案第94号 日立都市計画下水道事業常陸太田市公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第95号 常陸太田市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第96号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第97号 常陸太田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第98号 常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第99号 常陸太田市水府海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第100号 常陸太田市心身障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第101号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第102号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第103号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第104号 常陸太田市第5次総合計画基本構想について

- 議案第 105 号 町及び字の区域の変更について
 議案第 106 号 常陸太田市道路線の廃止について
 議案第 107 号 常陸太田市道路線の変更について
 議案第 108 号 常陸太田市道路線の認定について
 議案第 109 号 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について
- 日程第 4 議案第 110 号 平成 18 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 6 号）について
 議案第 111 号 平成 18 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 について
 議案第 112 号 平成 18 年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）につ
 いて
 議案第 113 号 平成 18 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につ
 いて
 議案第 114 号 平成 18 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）に
 ついて
 議案第 115 号 平成 18 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2
 号）について
 議案第 116 号 平成 18 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計
 補正予算（第 1 号）について
 議案第 117 号 平成 18 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 について
 議案第 118 号 平成 18 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 119 号 平成 18 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）に
 ついて
- 日程第 5 議員提案第 10 号 飲酒運転撲滅に関する決議について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
 日程第 2 報告第 14 号ないし報告第 15 号（一括上程，提案理由説明，採決）
 日程第 3 議案第 88 号ないし議案第 109 号（一括上程，提案理由説明，質疑）
 日程第 4 議案第 110 号ないし議案第 119 号（一括上程，提案理由説明，質疑）
 日程第 5 議員提案第 10 号（提案理由説明，採決）

出席議員

議 長	高 木 将 君	副議長	梶 山 昭 一 君
1 番	木 村 郁 郎 君	2 番	深 谷 涉 君
3 番	鈴 木 二 郎 君	4 番	荒 井 康 夫 君

5番	益子慎哉君	6番	深谷秀峰君
7番	平山晶邦君	8番	成井小太郎君
9番	福地正文君	10番	高星勝幸君
11番	茅根猛君	12番	菊池伸也君
13番	関英喜君	14番	片野宗隆君
15番	平山伝君	16番	山口恒男君
17番	川又照雄君	18番	後藤守君
19番	黒沢義久君	20番	小林英機君
21番	沢島亮君	22番	立原正一君
25番	生田目久夫君	26番	宇野隆子君

説明のため出席した者

市長	大久保太一君	助役	梅原勤君
教育長	小林啓徳君	市長公室長	川又善行君
総務部長	柴田稔君	市民生活部長	綿引優君
保健福祉部長	増子修君	産業部長	小林平君
建設部長	川又和彦君	金砂郷支所長	菊池勝美君
水府支所長	根本洋治君	里美支所長	大森茂樹君
水道部長	西野勲君	消防長	篠原麻男君
教育次長	岡部恒雄君	秘書課長	山崎修一君
総務課長	大和田隆君	参事兼出納室長	大谷利行君
監査委員	檜山直弘君		

事務局職員出席者

事務局長	椎名義夫	副参事	佐川尚樹
次長兼庶務係長	吉成賢一	議事係長	岡田和也

午前10時開会

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は26名であります。よって、定足数に達しております。

これより平成18年第6回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（高木将君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

3番 鈴木二郎君
の両君を指名いたします。

16番 山口恒男君

諸般の報告

議長（高木将君） 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。

去る10月17日、日立市において茨城県市議会議長会が、また、10月24日、潮来市において県北鹿行市議会議長会がそれぞれ開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に、11月27日付で、東茨城郡茨城町谷田部295番地、県民要求実現茨城共同運動連絡会会長桜井和夫氏、久慈郡大子町下野宮3037番地、住民要求実現水郡地域共同運動連絡会会長大森正喜氏から、安全で行き届いた地域医療を実現するための医師、看護師の大幅増員を求める陳情書、同じく11月27日付で、東茨城郡茨城町谷田部295番地、県民要求実現茨城共同運動連絡会会長桜井和夫氏、久慈郡大子町下野宮3037番地、住民要求実現水郡地域共同運動連絡会会長大森正喜氏から、住民の暮らしを守り公共サービス拡充を求める陳情書が、お手元に配付してありますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、敦賀市表敬訪問、茨城県市議会議長会議員研修会に伴う議員派遣を9月議会で議決しておりますが、これらの報告については、10月20日及び11月21日の全員協議会においてそれぞれ報告がありましたとおりでございますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成18年9月、10月及び11月例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市長	大久保 太一君	助 役	梅 原 勤君
教育長	小林 啓徳君	市長公室長	川 又 善行君
総務部長	柴 田 稔君	市民生活部長	綿 引 優君
保健福祉部長	増 子 修君	産 業 部 長	小 林 平君
建設部長	川 又 和彦君	金砂郷支所長	菊 池 勝美君
水府支所長	根 本 洋治君	里美支所長	大 森 茂樹君
水道部長	西 野 勲君	消 防 長	篠 原 麻男君
教育次長	岡 部 恒雄君	参事兼出納室長	大 谷 利行君
秘書課長	山 崎 修一君	総 務 課 長	大和田 隆君
監査委員	檜 山 直弘君		

以上、19名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

この際、市長より招集のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成18年第6回市議会定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、第6回定例会を招集しましたところ、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。日ごろ議員の皆様には、市政の進展とその円滑な運営のために格別なるご高配をいただきまして、改めて心から感謝を申し上げ、お礼を申し上げる次第でございます。

当市で開催されました産業文化祭、常陸秋そばフェスティバル、竜神峡紅葉まつりや里美かかし祭など秋のイベントも、市内外から多くの人たちが参加をいただきまして、地域間交流と地域の活性化に効果があったと考えております。

平成16年12月1日に新生常陸太田市がスタートをいたしまして、2カ年が経過をいたしました。その間、新市の建設計画の将来像であります「人・自然・歴史がかがやき、健康と活力にあふれる美しいまち」を目指しながら、新市としての速やかな一体化を推進し、均衡ある発展と住民福祉の向上に向けて、諸施策を進めてきたところでございます。

里美中学校校舎も来年1月に竣工式を行い、3学期から新校舎での授業ができることになりまして、学校教育の充実が図られるものと期待をしているところでございます。

さて、国におきましては、安倍総理大臣が就任をいたしまして、初めての所信表明演説の中で地方分権を進めることを明言し、地方分権改革推進法案を国会に提出いたしました。地方分権改革推進法の制定につきましては、かねてより地方6団体が強く求めてきたものであり、今後、国会で活発な議論が行われ、地方分権改革の機運が高まり、国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化などが一体的に進められ、真の地方分権社会が実現することを強く望むものであります。

また、地方公共団体が安定的な財政運営を行いますためには、地方交付税の総額を確保することが極めて重要であります。今後、いわゆる新型交付税の導入などにあわせて、地方交付税総額が一方向的に削減されるようなことのないよう、全国市長会を初め、地方6団体とも連携をしながら、国に対しまして強く働きかけてまいる所存でございます。

景気について、政府は11月の月例経済報告で、2002年2月から回復過程に入った現況について、戦後最長の景気拡大期だったいざなぎ景気の連続57カ月という記録を塗りかえまして、連続58カ月の拡張になったとの判断が示されました。戦後最長の景気拡大といっても、期間の長さより、国民の生活実感を伴う景気拡大なのかが大事であります。企業収益が雇用者の所得に反映され、国内総生産の6割弱を占める個人消費の活性化と結びついていない現状となっております。

このような中、来年度の国の予算編成方針につきましては、引き続き、歳出改革路線を強化し、行政のスリム化、効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等について、適切に予算に反映させることとなっております。歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般会計歳出について厳しく抑制を図り、新規国債発行額については、前年度の水準よりも大幅に減額する方針となっております。また、地方財政については、国の歳出の徹底した見直しと歩

調を合わせつつ、地方財政規模を抑制することとしており、地方にとっては引き続き厳しい財政運営が避けられない状況下でございます。

当市の財政は、地方交付税が平成11年度をピークに減少している中で、平成17年度一般会計の決算で見ますと、市債残高が300億円を超え、経常収支比率が93.4%、人件費比率が26.9%と極めて厳しい状況に置かれております。さらに、本市の主要な財源である地方交付税につきましては、その総額の抑制が見込まれるなど、昨年一般財源を確保することが難しいと考えられます。

このため、合併効果であります行財政の合理化・効率化を念頭に置きながら、事業の必要性、費用対効果等について十分に精査・検証の上、各種施策を厳選しながら予算編成作業を進める所存でございます。さらに、後ほどご説明いたしますが、市の新たな組織につきましては、指揮命令系統の統一を図るとともに、市の政策課題や市民協働のまちづくりを積極的に推進できる組織体制といたしました。また、今後10年間の市の総合計画基本構想につきましては、まちの将来像を「自然・歴史を活かし、人・地域がかがやく協働のまち」といたしまして、常陸太田市の誇る地域環境、潜在力でございます豊かな自然、息づく歴史、あふれ出る真心、これを生かしまして、市民のだれもが住んでよかったと思えるまち、すなわち快適空間を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

本日提案いたします案件は、専決処分の承認を求めることについて2件、条例の制定1件、条例の一部改正11件、条例の廃止1件、指定管理者の指定3件、第5次総合計画基本構想について1件、町及び字の区域の変更について1件、市道路線の廃止1件、市道路線の変更1件、市道路線の認定1件、後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について1件、平成18年度各会計補正予算10件の合計34件でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、助役等よりそれぞれご説明申し上げます。各議案とも慎重にご審議をいただき、原案のとおり承認、可決を賜りますようお願いを申し上げます。招集のごあいさつといたします。ご苦労さまでございます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

議長（高木将君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から12月22日まで9日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月22日まで9日間と決定いたしました。

日程第2 報告第14号ないし報告第15号

議長（高木将君） 次、日程第2、報告第14号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市手数料条例の一部を改正する条例）、報告第15号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号））、以上2件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。助役。

〔助役 梅原勤君登壇〕

助役（梅原勤君） 提案者にかわり、ご説明いたします。

議案書1ページをお開きいただきます。報告第14号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成18年12月14日報告、市長名でございます。

次のページに専決処分書の写しがございます。専決処分書、住民基本台帳法等の改正に伴い、平成18年11月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する暇がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市手数料条例の一部を改正する条例。平成18年10月23日、市長名。

4ページをお開きいただきます。4ページに新旧対照表がございます。従来、住民基本台帳の閲覧につきましては、住民基本台帳法第11条第1項で何人でも閲覧できたものを、今回、個人情報保護のため、従来行われていました営利目的の大量閲覧を排除するため、住民基本台帳法の改正が行われました。そのため、引用条項を改めるものでございます。

5ページをお開きいただきます。茨城県屋外広告物条例において、屋外広告物の定義のうち、現行ののぼり旗を広告旗に改めるものでございます。

続きまして、6ページをお開きいただきます。報告第15号でございます。報告第15号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成18年12月14日報告、市長名。

7ページに専決処分書の写しがございます。専決処分書、10月6日から7日にかけての強風により被災した箇所の復旧等に係る予算措置について、議会を招集する暇がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）。平成18年10月23日、市長名。

9ページをお開きいただきます。平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）でございます。平成18年度常陸太田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,332万3,000円を追加し、収入、支出予算の総額をそれぞれ241億4,753万2,000円とする。平成18年10月23日専決、市長名。

内容につきましては、事項別明細によりご説明いたします。14ページをお開き願います。

歳入でございますが、今回の追加補正額1,332万3,000円全額を、普通交付税で手当するものでございます。

15ページに歳出がございます。初めに、災害対策費の職員手当等でございますが、今回の強風によります災害が、金曜日から土曜日にかけての災害でありましたので、一般職員の時間外勤務手当と、管理職員の特別勤務手当が不足するため、合わせて100万円を計上するものでございます。

次に、公立学校施設災害復旧費の工事請負費979万3,000円についてであります。西小沢小学校のプール管理棟、世矢小学校の屋内運動場、西小沢幼稚園の園舎、これら3施設の屋根の復旧に要する費用でございます。

続きまして、保健体育施設災害復旧費の工事請負費253万円であります。これは、白羽スポーツ広場でございます。あずまや2棟の復旧に要する費用でございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。通告がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第14号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市手数料条例の一部を改正する条例）、報告第15号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号））、以上2件については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、報告第14号及び報告第15号、以上2件については、原案承認することに決しました。

日程第3 議案第88号ないし議案第109号

議長（高木将君） 次、日程第3、議案第88号常陸太田市企業等立地促進条例の制定について、議案第89号常陸太田市行政組織条例の一部改正について、議案第90号常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第91号常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第92号常陸太田市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について、議案第93号常陸太田市下水道条例の一部改正について、議案第94号日立都市計画下水道事業常陸太田市公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第95号常陸太田市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部改正について、議案第96号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第97号常陸太田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第98

号常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第99号常陸太田市水府海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第100号常陸太田市心身障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第101号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第102号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第103号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第104号常陸太田市第5次総合計画基本構想について、議案第105号町及び字の区域の変更について、議案第106号常陸太田市道路線の廃止について、議案第107号常陸太田市道路線の変更について、議案第108号常陸太田市道路線の認定について、議案第109号茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について、以上22件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役 梅原勤君登壇〕

助役（梅原勤君） 議案書17ページをお開きいただきます。議案第88号常陸太田市企業等立地促進条例の制定について、常陸太田市企業等立地促進条例を次のように制定するものとする。平成18年12月14日提出、市長名。

提案理由でございます。常陸太田市内における企業誘致を促進するため、常陸太田市企業誘致条例（平成13年常陸太田市条例第7号）の全部改正を行うものであります。

18ページをお開き願います。条例でございます。第1条が目的であります。本市の産業振興において特に重要であると認められる指定産業地域等への企業等の新たな立地等を促進するものであります。第2条は定義であります。第3条は、奨励措置を受けるための要件であります。第4条は、奨励措置であります。第1項の企業等立地奨励金でございますが、立地企業等が所有する固定資産について賦課される固定資産税及び都市計画税に対して、3年間奨励金として固定資産税相当額及び都市計画税相当額を交付するものであります。第2項の企業等拡大再投資奨励金につきましては、企業等が拡大再投資により取得しました家屋及び償却資産等の固定資産等に対しても、前項と同様に奨励金として税相当額を交付するものであります。第3項の企業等立地雇用奨励金でございますが、指定産業地域等に立地する対象企業等が常陸太田市民を新規採用した場合に、新規雇用者数に10万円を乗じた額を、奨励金として3年を限度に交付するものでございます。第5条以下は、申請、取り消し、返還、報告等について定めるものです。

附則で、この条例は平成19年1月1日から施行することとしております。

22ページから29ページまでが参考でございますが、施行規則でございます。

続きまして、31ページをお開き願います。議案第89号常陸太田市行政組織条例の一部改正について、常陸太田市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年12月14日提出、市長名。

提案理由でございますが、機構改革に伴い、本条例の一部改正を行うものである。

34ページに新旧対照表がございます。第1条でございますが、名称変更に伴い、すべて部として位置づけるため、従来の注釈を削除するものでございます。

第2条の部の設置でございますが、総務部につきましては、部の順序を変更したことによるた

めの改正でございます。また、現行の市長公室を政策企画部に名称変更するものです。なお、今回の機構改革は部編入方式でありまして、命令系統の改革でございますので、各支所の業務は本庁の部直轄となるため削除するものです。

第3条の部の分掌事務でございますが、第1項第1号におきましては、第2条で説明申し上げましたが、組織上、総務部を最初とすることとしたための改正であります。分掌事務につきましては変更ございません。第2号の政策企画部でございますが、市の政策的事務事業の推進体制、政策の企画調整機能を強化するとともに、各部横断的な相互調整をすることを目的として設置した部でございます。これに伴う改正でございますが、特にアの政策の推進に関すること、カ、少子化対策の推進に関することの業務を加えました。第6号の建設部でございますが、現行のア、地籍調査に関すること及びエ、土地区画整理事業に関することにつきましては、事業内容でございますので削除いたします。また、第7号から9号の支所につきましては、先ほど申しましたとおり本庁部の直轄になりますので、削除するものです。なお、支所における業務につきましては、市行政組織規則で規定いたします。

32ページに附則がございます。施行期日でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行する。常陸太田市総合計画審議会設置条例の一部改正でございますが、常陸太田市総合計画審議会設置条例の一部を次のように改正する。第7条中、市長公室企画課を政策企画部企画課に改める。3、常陸太田市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正でございますが、常陸太田市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を次のように改正する。第14条中、総務部情報政策課を政策企画部情報政策課に改めるものです。以上でございます。

続きまして、37ページをお開き願います。議案第90号常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年12月14日提出、市長名。

提案理由でございます。一般廃棄物の収集方法及び区域の見直しに伴い、し尿処理手数料及び許可業者の搬入手数料を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

39ページの新旧対照表をごらん願います。第8条第1項の一般廃棄物処理手数料でございますが、これまでは、第8条の別表にございましたように、常陸太田地区、水府地区、里美地区それぞれに処理手数料を定めていたものでございます。次年度よりこれを、太田地区におきましては直営を継続し、水府地区及び里美地区を許可制に移行するため、別表を削除し、本文中に料金を定めるものでございます。

まず、直営方式による料金につきましてはこれまで36リットルにつき230円であったものを306円にするとともに、仮設トイレにつきましては1回につき1,500円を加算するものでございます。続いて、第2項では、許可制による生し尿料金の上限額を定めるものでございます。36リットルにつきこれまでの306円を338円に改め、許可制による3地区を統一するものでございます。

次の第9条は、許可業者の搬入手数料でございますが、これまでし尿及び浄化槽汚泥1,800キログラムにつき180円であったものを、新たに別表で、常陸太田市クリーンセンターにつき

ましては1,800キログラムにつき1,800円に改正し、里美クリーンセンターにつきましてはトラックスケールが設置されておりませんので、積載車の区分により手数料を定めるものでございます。

続きまして、43ページをお開き願います。議案第91号常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年12月14日提出、市長名。

提案理由でございますが、中野小島地区の農業集落排水処理施設が平成19年度から供用開始されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

45ページの新旧対照表をごらん願います。別表第1に、新しい施設の名称、位置、処理区域を追加し、46ページの別表第3に、新施設の使用者負担金31万円を追加するものでございます。

続きまして、47ページをごらんいただきます。議案第92号でございますが、常陸太田市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について、常陸太田市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年12月14日提出、市長名。

提案理由でございますけれども、中野小島地区の農業集落排水施設が平成19年度から供用開始されるのに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

49ページの新旧対照表をごらんいただきます。附則の第2項、合併に伴う経過措置の中で、事業継続中の地区に賦課する分担金につきましてはなお従前の例によるとなっておりますことから、農業集落排水運営審議会の答申を受けまして、分担金の額を31万円とし、第3項としてこれを追加するものでございます。

続きまして、50ページをお開き願います。議案第93号常陸太田市下水道条例の一部改正について、常陸太田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年12月14日提出、市長名。

提案理由でございます。金砂郷地区及び水府地区における特定環境保全公共下水道事業が、平成19年度から一部供用開始されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

53ページの新旧対照表をごらん願います。第2条第1項第2号は、公共下水道の定義に、今回新たに金砂郷・水府浄化センターを久米地区に設けることに伴い、終末処理場を有するものを追加するものでございます。

54ページをごらんいただきます。19条中、別表第1の欄に、新たに金砂郷・水府処理区の基本料金を10立方メートル当たり1,500円と定めるとともに、超過料金を表記のように定めるものでございます。また、浴場汚水を廃止し、一般汚水のみとするため、汚水の種別記載を削除するものでございます。

続きまして、55ページをお開き願います。議案第94号でございます。日立都市計画下水道事業常陸太田市公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正についてでございます。日立都市

計画下水道事業常陸太田市公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年12月14日提出，市長名。

提案理由でございます。常陸太田地区における公共下水道事業区域の拡大，並びに金砂郷地区及び水府地区における特定環境保全公共下水道事業の一部供用開始に伴い，受益者負担金等の額を定めるため，本条例の一部改正を行うものでございます。

58ページの新旧対照表をごらん願います。初めに，題名の改正でございます。公共下水道事業を都市計画区域外へ拡大することに伴う改正でございます。以下の各条は，同様の趣旨によって改正するものでございます。

次に，61ページの別表をごらんいただきます。負担金等の額でございます。太田第1負担区は，市街化区域内を対象といたしまして，従来どおり1平方メートル当たり490円でございますが，今回，追加となります市街化調整区域の第2負担区は，都市計画税の負担がないことから，相応の負担額を加えまして，1平方メートル当たり560円。同様に，金砂郷・水府分担金は，公共升1基当たり30万円とすることといたします。

失礼しました。市街化調整区域の太田第2負担区でございますが，都市計画税の負担がないことから，先ほど間違ってお話ししました。失礼いたします。1平方メートル当たり650円と訂正させていただきます。

続きまして，62ページをお開きいただきます。議案第95号常陸太田市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部改正についてでございますが，常陸太田市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成18年12月14日提出，市長名。

提案理由でございますが，常陸太田市消防署の機構改革によるもの及び消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）が平成18年6月14日に公布，同日から施行されたことに伴い，本条例の一部改正を行うものでございます。

64ページに新旧対照表がございます。主な改正点でございますが，下の方の段でございます常陸太田市消防署を常陸太田市南消防署に，常陸太田市消防署中染分署を常陸太田市北消防署に改めるものでございます。次のページには，その所管区域を記載してございます。

続きまして，66ページをお開きいただきます。議案第96号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございますが，消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。平成18年12月14日提出，市長名でございます。

提案理由でございます。消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）が，平成18年6月14日に公布され，同日から施行されたことに伴い，関係条例の整理を行うものでございます。

68から70ページに新旧対照表がございますが，市町村の消防の広域化の推進について新たな1章が追加されたことによりまして，関係条例の条移動等を行うものでございます。

71ページをお開き願います。議案第97号常陸太田市学校給食センターの設置及び管理に関

する条例の一部改正について、常陸太田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年12月14日提出，市長名でございます。

提案理由でございますが、常陸太田市学校給食センター水府センター及び里美センターを統合するため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、74ページの新旧対照表でご説明させていただきますけれども、主なものといたしまして、水府センターを廃止するとともに、第5条で、学校給食センター運営委員会を置くこととするものでございます。

また、72ページに失礼ですが、お戻りいただきまして、下の方でございますが、附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行し、委員の報酬は記載のように4,600円とするものでございます。

次に、75ページをお開き願います。議案第98号常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年12月14日提出，市長名でございます。

提案理由でございますが、常陸太田市運動公園の使用料を改正するため、本条例の一部を改正するものでございます。76ページで大里ふれあい広場、77ページで天下野運動公園、里美運動公園、里美柔剣道場の施設使用料をそれぞれ定めるものでございますが、旧常陸太田市の社会体育施設使用料を基本として、市内4地区あります社会体育施設の状況や利用頻度等を勘案しながら、改正するものでございます。具体的な改正内容につきましては、78、79、80ページの新旧対照表にございますが、一つ一つの説明は省かせていただきます。

続きまして、81ページをお開き願います。議案第99号常陸太田市水府海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市水府海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年12月14日提出，市長名でございます。

提案理由でございますが、前の議案第98号の運動公園に関する条例と同様に、水府海洋センターの使用料を見直すものでございます。内容につきましては82ページに、そして、83ページに新旧対照表がございますが、一つ一つにつきまして説明は省略させていただきます。

なお、本条例並びに前第98号の議案で提案しております条例の施行に当たりましては、一方で、青少年のスポーツ振興の趣旨に照らしまして、またこれまでの使用の例を踏まえまして、施設に応じて全額免除あるいは減額免除等の措置を講じさせていただくことをつけ加えさせていただきます。

次は、84ページをお開きいただきます。議案第100号でございます。常陸太田市心身障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、常陸太田市心身障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。平成18年12月14日提出，市長名。

提案理由でございます。心身障害者福祉施設であるくにみ、ふれんず、虹の家の3施設を、実

施主体、運営主体とも、障害者自立支援法に基づく多機能障害福祉サービス事業者でございます。社会福祉法人に移行するため、本条例を廃止するものです。

８５ページが廃止条例でございます。附則につきましては、これに伴う他の条例の一部改正でございます。

次に、８６ページをお開き願います。議案第１０１号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、常陸太田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第３条第１項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成１８年１２月１４日提出、市長名。

記といたしまして、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は常陸太田市総合福祉会館、指定管理者となる団体の名称は株式会社暁恒産、指定の期間は平成１９年４月１日から平成２２年３月３１日まで。

提案理由ですが、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、総合福祉会館の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものである。

続きまして、８７ページをお開き願います。議案第１０２号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、常陸太田市営里美斎場の設置及び管理に関する条例（平成１６年常陸太田市条例第１６４号）第３条の２第１項に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成１８年１２月１４日提出、市長名。

記、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は常陸太田市営里美斎場、指定管理者となる団体の名称は財団法人里美ふるさと振興公社、指定の期間は平成１９年４月１日から平成２３年３月３１日まで。

提案理由でございますが、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、常陸太田市営里美斎場の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、８８ページをお開き願います。議案第１０３号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、常陸太田市森林バイオマスリサイクルセンターの設置及び管理に関する条例第３条第１項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成１８年１２月１４日提出、常陸太田市長大久保太一。

記といたしまして、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は常陸太田市森林バイオマスリサイクルセンター、指定管理者となる団体の名称は有限会社バイオマスリサイクルセンター、指定の期間は平成１９年４月１日から平成２４年３月３１日まで。

提案理由ですが、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、森林バイオマスリサイクルセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、８９ページをお開き願います。議案第１０４号常陸太田市第５次総合計画基本構想について、平成１９年度から平成２８年度までの常陸太田市第５次総合計画基本構想を別冊のとおり定めることとする。平成１８年１２月１４日提出、市長名。

提案理由でございますが、常陸太田市第５次総合計画基本構想を定めるため、地方自治法第２条第４項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第１０４号、別冊の１ページをお開き願います。基本構想の内容についてご説明いたしま

す。

まず、計画策定の趣旨といたしましては、合併効果を最大限に生かし、新市の一体感と活力により計画的な行政運営や改革を進め、住民福祉の一層の向上を目指すものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。計画策定における視点としまして、合併まちづくり計画との融合の視点、少子高齢化の進行など社会情勢・課題などへの対応の視点、市民参画の視点、新市の一体化と地域を生かす視点、人づくりと次世代に郷土を引き継ぐ視点、地方分権・行財政改革の視点、整合と実現性の視点の7つの視点を掲げ、計画策定を進めてまいりました。

4ページをお開き願いますが、計画の構成と期間であります。構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3部構成とし、期間は、基本構想が、平成19年度を初年度とし、平成28年度を目標年度とする10年間の長期ビジョン、基本計画が5年間の中期ビジョン、本会議には別冊に参考として配付させていただいております。また、実施計画は、短期的な目標と具体的な事業計画の実効性の観点から3年間の計画とし、毎年度見直しを行うこととしております。

5ページから6ページにかけましては、まちの基礎として、1、まちづくりの歩み、2、地理的条件、3、交通条件、6ページにまいりまして、4、主な産業について、それぞれ簡潔にまとめてございます。

7ページから9ページは、市民の意識であります。ここでは、昨年8月に行いました市民アンケート調査の概要について触れてございます。特に8ページの下段で、今後、常陸太田市が重点的に推進すべき事項として、一般市民、高校生とも少子高齢化対策、公共交通機関の整備、自然環境の保護を挙げております。また、9ページにございますように、市民の意見がまちづくりに生かされているかどうかという質問には、生かされているが18.1%、生かされていないが43.4%と、非常に厳しいご意見をいただいております。これらのことを真摯に受けとめ、今後の市政運営に生かすべく本計画に反映するものでございます。

10ページから11ページをお開きください。ここには、計画の背景として全国的な時代潮流を、少子高齢化と人口減少、高度情報化と国際化、環境エネルギー問題、地方分権と行政改革、市民参画と自立都市の形成の5項目にまとめたものでございます。

12ページから13ページにかけましては、本市の今後のまちづくりにおける課題と課題解決に必要なことについて、6つの視点からまとめたものでございます。

1つは、厳しい財政状況の中でのまちづくり。今後明らかに悪化する財政状況の中での行政運営について、徹底した行財政改革、政策評価、PDCAの必要性、そして市民との協働の必要性などについて整理してございます。

2、地域コミュニティの再構築。従来は、各地域において大小にかかわらずさまざまなコミュニティがあり、その中ではそれぞれに役割があり、その人の存在感がございました。このようなコミュニティは、崩れつつあると言われておるわけでございます。このような状況の中で、自治会などの地域コミュニティの維持存続、また、現代に即したコミュニティの再編あるいは再構築の必要性などについて整理してございます。

3、地域の魅力再発見。本市にある地域資源を住民一人ひとりが再認識し、共有の地域の宝と

して磨きをかけることが、愛着と誇り、さらには地域の元気につながる、内にある自然を活性化させることの必要性について整理してございます。

4、少子高齢化対策。少子高齢化の進行に伴う人口構造、規模の変化に対応したまちづくりを進めるため、的確な福祉サービスの提供や高齢者の生きがいづくり、また、総合的な子育て支援などの必要性について整理してございます。

5、地域経済の活性化。働く場の確保や企業誘致促進などによる若者世代の定着に向けた取り組みと、地域経済の活性化の必要性、また、NPOや地域資源を生かしたコミュニティビジネスなどの活動への支援の必要性について整理してございます。

6、人材の育成。継続したまちづくりは、地域の人材力にかかっています。そのため、市民一人ひとりが持っている能力を地域で発揮できる仕組みづくり、あるいは自治会などの地域コミュニティによる市民活動への積極的な支援の必要性について整理してございます。

14ページをお開き願います。まちの将来像でございます。まず、これからのまちづくりの基本を、「協働によるまちづくり」と「地域資源を磨き活用するまちづくり」としています。

協働によるまちづくりは、市民の皆さんと行政とがそれぞれに役割や責任を担い、一体となってまちを考え行動し、まちをつくっていくことが、今を生きる私たちに、そしてこの地を次の世代に引き継いでいくために必要なこととしております。

地域資源を磨き活用するまちづくりでは、地域にあるすべての地域資源、地域の宝を市民と行政が協働で磨きをかけ、学び、研究し、保護保全をする中で、私たちの地域を見直し、よくする、そして、この地域ならではの楽しい生活をしていこうとするもので、文化交流などはもちろん、生産活動や経済活動にまで発展をさせようとするものでございます。

15ページをお開きください。まちの将来像を、「快適空間、自然・歴史を活かし、人・地域がかがやく協働のまち」と掲げ、常陸太田市の誇る自然環境、潜在力である豊かな自然、息づく歴史、あふれ出る真心を生かして、市民のだれもが住んでよかったと思えるまち、快適空間を目指すものでございます。

16ページをお開きください。将来人口でございます。我が国の総人口が長期の減少傾向に転じている中、本市においても、今後ますます高齢化が進むと同時に、出生率等も急激な減少傾向にあり、また厳しい経済状況の中で新たな大規模開発も見込めず、社会動態も減少していくことから、常陸太田市のまちの魅力を高める施策を推進し、本計画の目標年度である平成28年度の本市の人口を、5万5,000人と想定してございます。

次に、17ページから18ページにかけてが、土地利用構想であります。基本的な考え方として、自然環境や歴史・文化、また景観や風景を大切にすることで、都市的土地利用、農業的土地利用、自然的土地利用の調和を重視して、自然がまち中までネットワークされる、機能的かつゆとりと潤いのある空間づくりを進めることとしております。この考え方のもと、土地利用を山、川、里、まちの4つの区分により構成しまして、それぞれの基本方針を17ページから18ページに掲げてございます。

19ページをお開き願います。将来像実現に向けたまちづくりの基本姿勢として、まず、市民

と行政との信頼の確立を図ることが必要であり、そのために、市民力改革と行政力改革に取り組むものであります。市民力改革としては、市民みずからが積極的にまちづくりに参画する意識と姿勢を持つことや、お互いが支え合う地域社会をつくることの必要性を掲げてございます。

20ページに移りますが、行政力改革として、市民の自主的な活動の積極的な支援と市役所の姿勢が変わりますとして、徹底した行財政改革の断行、P D C Aの実行、市民参画による行政運営などを進めるとともに、職員は地域活動への積極的な参加、行政のプロ意識、市民の皆さんと一緒に汗を流す、企画力・アイデア力の向上などに取り組むものとしております。

次に、21ページから30ページまでですが、将来像実現に向けた施策の基本方向でございます。全体としましては、大きな3つの柱と、ねらいを示した7つの中柱、そして39の施策から成り立っています。

21ページをお開きください。1つ目の大きな柱「輝く人をつくる」でございます。まず、「未来を拓く人づくり」として、子供たちが健やかに育つ環境を整え、また、地域全体で子供たちの生きる力を育むとともに、青少年の健全育成を進めることをねらいとして、子育てへの支援、豊かな心の育成、健やかな体の育成、魅力ある学校づくり、国際力の育成等に取り組むものでございます。

22ページでございますが、「楽しい人生の生きがいづくり」として、健康で生きがいを感じ、個性や能力を発揮できる環境づくりを進めることをねらいとし、多様な学習機会の支援、市民の技と多彩な人材の育成、地域文化活動への支援、スポーツ・レクリエーション活動への支援に取り組むものでございます。

24ページからは、2つ目の大きな柱「安らぎのある快適空間をつくる」であります。ここでは、まず、「ぬくもりのあるコミュニティづくり」として、市民によるさまざまな地域活動やコミュニティ活動を支援するとともに、地域全体が支え合いながら、健やかに安心して暮らせる社会づくりを進めることをねらいとして、地域支え合いの支援、市民の地域活動への支援、健康づくりへの支援、多世代交流、男女共同参画社会の促進に取り組むものでございます。

25ページにまいります。「快適な暮らしづくり」として、自然との共生により快適に暮らすための環境が整ったまちづくりを進めるとともに、豊かな自然環境を保全し、潤いのある生活環境づくりを進めることをねらいとして、道路の整備、公共交通体系の整備、快適な居住環境づくり、久慈三川の環境保全、循環型社会の構築、良好な市街地の整備、情報基盤の整備、格差是正、斎場・霊園の整備等に取り組むものでございます。

26ページは、「安全安心なまちづくり」として、子供たちからお年寄りまで安全で安心して暮らすことのできる地域環境づくりを進めることをねらいとして、犯罪のないまちづくり、災害に強いまちづくり、救急医療体制の整備、交通安全対策、安全な消費生活等に取り組むものでございます。

28ページからは、3つ目の大きな柱「まちの元気をつくる」でございます。まず、「地域を支える産業の元気と働く環境づくり」として、常陸太田市ならではの産業を生かし、人とまちの元気をつくるとともに、地域に根ざした働く環境づくりを進めることをねらいとし、地域特性を生

かした農林水産業の振興，地域に根ざした商工業の振興，地域産業の担い手づくり，地産地消の推進等に取り組むものでございます。

29ページは、「地域ブランドと交流空間づくり」として，常陸太田市のブランド化を進め，情報発信をしながら確立を図るとともに，地域資源を効果的に活用して魅力あるまちづくりを，人々が集い交流する空間づくりを進めることをねらいとして，地域資源のブランド化，情報発信とPR，体験滞在型観光の推進，交流居住の推進，歴史資源の保護・活用，自然・観光資源の環境整備とネットワーク化，祭り・イベントの魅力向上，広域連携・交流の推進等に取り組むものでございます。

31ページをお開きください。財政の見通しであります。今後とも歳入歳出の両面において厳しさを増すことが見込まれますが，一層の経費節減や財源の確保を図り，将来の財政負担の軽減に努めることの必要性を掲げてございます。

続きまして，議案書に戻りまして，90ページをお開き願います。議案第105号町及び字の区域の変更についてでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により，本市内の町及び字の区域を別紙のとおり変更する。平成18年12月14日提出，市長名でございます。

提案理由でございます。滝坂土地区画整理事業の施行に伴い，町及び字の区域を変更するものでございます。

93ページをお開き願います。変更区域は図のとおりでございますが，凡例とあわせてごらんいただきたいと思えます。これらを取りまとめました変更調書を91ページに，その決定書及び住所を92ページに添付してございます。

続きまして，94ページをお開き願います。議案第106号でございます。常陸太田市道路線の廃止についてでございます。常陸太田市道路線を廃止したいので，道路法第10条第3項の規定により，次のとおり議会の議決を求めます。平成18年12月14日提出，市長名でございます。

提案理由でございますが，国県道及び市道改良に伴い，市道路線を廃止するものでございます。廃止と同時に，法定外公共物となるということでございます。

95ページをごらんいただきます。廃止となる35路線の路線名，起点，終点，幅員及び延長を記載した一覧表でございます。続きまして，98ページから123ページまでに，位置図及び廃止図を添付してございます。

続きまして，123ページをお開きいただきます。議案第107号でございます。常陸太田市道路線の変更についてでございます。常陸太田市道路線を変更したいので，道路法第10条第3項の規定により，次のとおり議決を求めます。平成18年12月14日提出，市長名。

提案理由でございます。西河内幹線改良工事及び瑞龍地区市道認定に伴い，市道路線を変更するものでございます。

124ページをごらんいただきます。表中の2路線の終点，幅員及び延長を変更するものでございます。125ページに位置図，126ページ，127ページに路線の変更図を添付してございます。

続きまして、議案書 128 ページをお開き願います。議案第 108 号常陸太田市道路線の認定についてでございます。常陸太田市道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり議会の議決を求めます。平成 18 年 12 月 14 日提出、市長名。

提案理由ですが、市道路線網の整備に伴い、市道路線として認定するものでございます。

129 ページをごらんいただきます。新たに路線認定する 23 路線の路線名、起点、終点、幅員及び延長を記載した一覧表でございます。131 ページから 148 ページに、地図、路線認定図を添付してございます。

次いで、149 ページをお開き願います。議案第 109 号茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項に基づき、後期高齢者医療の事務を処理するため、別紙のとおり規約を定め、茨城県後期高齢者医療広域連合を設置するものとする。平成 18 年 12 月 14 日提出、市長名。

提案理由ですが、高齢者の医療の確保に関する法律第 48 条の規定に基づき、75 歳以上の後期高齢者医療の事務を処理するため、茨城県内の全市町村が加入する茨城県後期高齢者医療広域連合を設置する必要があるため、議会の議決を求めます。

次ページには、茨城県後期高齢者医療広域連合規約がございます。内容についての説明は省かせていただきたいと思います。

以上でございます。よろしく願います。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

日程第 4 議案第 110 号ないし議案第 119 号

議長（高木将君） 次、日程第 4、議案第 110 号平成 18 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 6 号）について、議案第 111 号平成 18 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 112 号平成 18 年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 113 号平成 18 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 114 号平成 18 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 115 号平成 18 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 116 号平成 18 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 117 号平成 18 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 118 号平成 18 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 119 号平成 18 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について、以上 10 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役 梅原勤君登壇〕

助役（梅原勤君） それでは、別冊、横長のつづり、1 ページをお開き願います。議案第 110 号平成 18 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

平成 18 年度常陸太田市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。第 1 条、

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,479万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ240億6,273万8,000円とする。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。第3条、地方債の廃止及び変更は、第3表地方債補正による。平成18年12月14日提出、市長名でございます。

内容は、事項別明細書によりご説明いたします。

9ページをお開き願います。歳入でございます。初めに、第14款国庫支出金の社会福祉費補助金でございますが、介護関係施設が水府地区と里美地区に整備されることに伴いまして、3,000万円を増額するものでございます。

第15款県支出金の中の農林水産業費県補助金でございますが、県単独の補助事業の新規採択及び事業量の増に伴いまして、885万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、第18款繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、人件費や特別会計への繰出金が大幅に減額になりましたので、基金からの繰り入れを減額するものでございます。

10ページにまいりまして、第20款諸収入の雑入の減額でございます。本年10月から、障害者福祉サービス事業者が障害者のデイサービス事業を実施することとなりましたので、国保連合会からの納付金を減額するものでございます。

第21款市債につきましては、土木債から合併特例債への振りかえ及び事業債の確定などによる増減によりまして、合計で460万円を減額するものでございます。

11ページからは歳出でございます。今回の補正につきましては、本年4月から導入されました新たな給与制度による人件費の減、事業費の確定による減等が主な内容になっておりますので、増額計上しました内容を中心にご説明いたします。

初めに、第1款議会費から第9款教育費まで、職員の給料、職員手当等の人件費であります。昨年の人事院勧告によりまして、本年4月から、給料表水準の4.8%引き下げや年功的な給与上昇の抑制を初めとする、本市における給与構造改革を実施しましたので、これらに伴い6,770万円余を減額するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。総務管理費の第5目財政管理費でございますが、来年4月からの機構改革に伴いまして、本庁舎、分庁舎等を整備するための費用を計上するものでございます。

16ページをお開き願います。社会福祉費の第4目、身体障害者福祉費であります。障害者自立支援法に基づきまして、障害者のデイサービス事業につきましては、本年10月から障害者福祉サービス事業者が実施することになりましたので、委託料を減額するものでございます。

また、第8目介護保険費でございますが、補助金の3,000万円につきましては、民間による水府地区のグループホーム整備と、里美地区の小規模多機能型居宅介護施設整備に補助するものでございます。繰入金につきましては、介護給付費の減に伴い減額するものでございます。

19ページをお開き願います。清掃費の第2目じんかい処理費でございますが、この間の原油高により不足すると見込まれる燃料費、光熱水費886万円を増額するものでございます。

20ページにまいりまして、農業費の第3目農業振興費であります。遊休農地再活用促進事

業費 75 万円につきましては、水府地区のパイロット事業地の遊休農地解消事業として、県農林振興公社に補助するものでございます。他の 3 事業につきましては、県単補助事業の増額、新規採択によるものでございます。

第 5 目農地費の県単土地改良事業費補助金 854 万 5,000 円につきましては、常陸太田地区におきまして新たに採択を受けて実施する、かんがい排水事業に補助をするものでございます。

22 ページをお開きいただきます。下水道費の第 1 目下水道費の繰出金でございますが、特定環境保全公共下水道事業分等への繰り出しの減によりまして、4,220 万 6,000 円を減額するものでございます。

25 ページをお開き願います。幼稚園費でございますけれども、工事請負費 440 万 5,000 円、備品購入費 524 万円につきましては、来年度から全幼稚園において 3 歳児保育と預かり保育を実施するために必要な経費等を計上するものでございます。

次に、27 ページの保健体育費の第 3 目学校給食費であります。太田進徳幼稚園、幸久幼稚園の給食開始準備経費と原油高による燃料費の不足分について、需用費、備品購入費を増額計上するものでございます。

28 ページにまいりまして、学校給食センター建設費の備品購入費であります。当初、設計書に計上されていた備品であって、工事発注の段階で設計書から除外されたものにつきまして、今回備品購入費として計上するものでございます。

5 ページに戻っていただきます。債務負担行為補正でございます。これらの業務につきましては、来年 4 月当初から業務開始するため、本年度中に入札に付すなどの事務を進める必要がありますので、追加するものでございます。また、保育園と幼稚園の通園バスにつきましては、幼児用のバスという特殊性がございますので、期間を 5 年間とするものでございます。

6 ページにまいりまして、地方債の補正でございます。初めに、廃止する原子力発電施設立地地域振興道路整備事業費につきましては、合併特例事業費に振りかえるものでございます。アスベスト対策事業費は、事業費の確定により 670 万円を減額し、公営住宅整備事業費は、補助基準枠の拡大により 310 万円を増額するものでございます。

続きまして、議案第 111 号のご説明をさせていただきます。平成 18 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

1 ページ 1 条でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 406 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 5,853 万 3,000 円とする。平成 18 年 12 月 14 日提出、市長名。

今回の補正予算につきましては、平成 18 年 4 月 1 日から施行されました給与制度改革による補正減並びに電算委託契約による補正減であります。国保会計における職員給与費、電算委託料につきましては、一般会計の繰入金をもって充てていくための補正であります。

6 ページをお開きいただきます。事項別明細書。歳入でございます。一般会計繰入金につきましては、制度の改正による職員給与費等 217 万 1,000 円の減と、電算委託料 189 万 3,000 円の減でございます。

次に、7ページをお開きいただきます。歳出でございます。歳出につきましては、歳入でご説明申し上げました制度改正による職員給与等の減と、それから電算委託料の減でございます。

続きまして、議案第112号平成18年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,919万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,926万8,000円とする。平成18年12月14日提出、市長名。

今回の補正予算については、国・県支出金並びに平成17年度における繰越金の補正でございます。詳細につきましては事項別明細書にございますが、諸説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第113号常陸太田市介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億691万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億1,300万1,000円とするものでございます。平成18年12月14日提出、市長名。

内容につきましては、6ページ、7ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入でございますけれども、介護保険給付件数の減に伴う国・県等支出金の減額補正でございます。

歳出ですが、8ページでは、給与構造改革に伴う減額補正及び電算業務委託入札差金の減額補正でございます。

9ページでは、介護認定審査会費の訪問調査件数の増による増額補正でございます。また、介護保険サービス給付費は給付件数の増によるものですが、地域密着型サービス給付費や介護予防サービス給付費等につきましては、給付件数の減が見込まれることによる減額補正でございます。

10ページの高額介護サービス費につきましては、件数の増が見込まれることにより増額補正でございます。また、地域支援事業費につきましては、一般高齢者の利用が多く見込まれるため、第1項の介護予防事業費から第2項包括的支援事業・任意事業費に組みかえをするものでございます。

続きまして、議案第114号平成18年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

平成18年度常陸太田市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万6,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,867万2,000円とするものでございます。平成18年12月14日提出、市長名。

7ページをお開きいただきます。事項別明細にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、給与構造改革による人件費の減及び借換債等償還額の確定による公債費の減並びに地方債の制度改正に伴う市債の増により、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。また、特定環境保全公共下水道事業において、過疎対策事業債が充当されますことから、過疎対策事業債を追加し、特定環境保全公共下水道事業債を減額するものでございます。

8ページは歳出についてでございますが、同様でございますので、省略させていただきます。
議案第115号に移ります。

議案第115号平成18年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。平成18年度常陸太田市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,960万1,000円とする。平成18年12月14日提出、市長名。

7ページをお開き願います。事項別明細でご説明申し上げます。

歳入でございますが、給与構造改革により減額するものでございます。また、中野小島地区において過疎対策事業債が充当されますことから、同額を農業集落排水事業債から振りかえるものでございます。

8ページの歳出につきましては、給与構造改革による減でございます。

続きまして、議案第116号について説明させていただきます。

平成18年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億384万3,000円とするものでございます。平成18年12月14日提出、市長名。

内容につきましては、6ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入でございますが、給与構造改革に伴う職員人件費の減に伴い、14万5,000円を減額補正するものでございます。

7ページの歳出でございますが、歳入と同様でございますが、給与構造改革に伴う減額補正でございます。

続きまして、議案第117号の説明をさせていただきます。

平成18年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。1ページの第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,588万9,000円とするものでございます。平成18年12月14日提出、市長名。

内容につきましては、6ページの事項別明細をごらんいただきたいと思います。

初めに歳入ですが、3款の繰入金につきましては、給与構造改革に伴う職員人件費の減により79万4,000円を減額補正するものでございます。

4款の繰越金につきましては、委託料、公課費の補正財源として216万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、7ページの歳出でございますが、一般管理費ですが、給与構造改革に伴う職員人件費79万4,000円を減額し、組織見直しに伴う料金システムの変更業務委託料70万円及び消費税確定申告による中間申告分146万7,000円をそれぞれ増額補正するものです。

続きまして、118号の説明をさせていただきます。

議案第118号平成18年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第1号)についてでございますが、1ページの第2条、平成18年度常陸太田市水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。主な建設改良事業を2,292万8,000円減額し、3億3,827万3,000円とするものです。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算予定額を次のとおり補正する。水道事業費用を1,450万円減額し、10億7,670万8,000円とするものです。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的支出を2,292万8,000円減額し、6億375万9,000円とするものです。

第5条、予算第8条に定めた職員給与費を1,266万2,000円減額し、1億9,122万1,000円に改めるものです。平成18年12月14日提出、常陸太田市長名。

詳細につきましては、予算明細書にてご説明いたします。

10ページをお開き願います。初めに収益的支出でございますけれども、職員の異動及び給与構造改革による補正措置、さらに、委託料につきましては現在までの入札差金分を、それぞれ16万1,000円、286万8,000円減額するものでございます。

次のページをお開きいただきます。資本的支出でございますが、水源及び浄水施設費の工事につきましては、送水ポンプ更新を見込んでおりましたが、修繕により対応したため減額補正するものでございます。送配水施設費の委託料につきましては、現在までの入札差金分の補正でございます。同じく、工事費につきましては、入札差金と事業確定分の補正をするものでございます。

次に、議案第119号の説明をしたいと思います。

議案第119号常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予算予定額を次のとおり補正する。工業用水道事業費用を199万2,000円減額し、1億3,464万9,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的支出を72万4,000円増額し、8,452万9,000円とするものです。

次のページをお開きいただきます。第4条、予算第7条に定めた職員給与費を40万8,000円減額し、2,107万7,000円に改めるものでございます。平成18年12月14日提出、常陸太田市長名でございます。

詳細につきましては、8ページにございます予算明細書にてご説明をさせていただきます。

収益的支出ですが、委託料につきましては、現在までの入札差金分の補正でございます。総係費につきましては、職員の異動及び給与構造改革による補正措置でございます。企業債利息につきましては、低金利の借換債に借りかえたことによりまして、本年度に返済すべき利子が減額となったための補正でございます。

9ページをお開きいただきます。資本的支出ですが、元金償還金につきましては、借換債により繰り上げ償還を行ったための補正でございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

議案第 88 号から議案第 119 号まで、以上 32 件を一括議題とし、通告順に発言を許します。

1 番木村郁郎君の発言を許します。

〔 1 番 木村郁郎君登壇 〕

1 番（木村郁郎君） 1 番木村郁郎でございます。議長よりお許しをいただきましたので、議案第 104 号にございます常陸太田市第 5 次総合計画策定において、市民参画を求める市役所の取り組み姿勢と今後の方策についてお伺いいたします。

新総合計画は、来年度より 10 力年にわたってのまちづくりの基本方針となるものであり、計画策定の趣旨にのっとり、市の将来像や主な施策が定められております。計画策定過程においても、計画策定 7 つの視点に基づき、市民共有の目標となるよう計画がなされたものと存じます。

私も、市民参画の一環として開催された 11 月 24 日のタウンヒアリングに参加させていただきましたが、計画策定の 7 つの視点の（3）市民参画の視点にうたわれている「まちづくりは行政においてのみ計画し推進するものではなく、市民との対話、協調、協働といった場を実現し、市民の共感を得ながら、市民本位の視点に立って進められることが何よりも大切」という趣旨からは大きく乖離してしまった内容に終始し、そのため、参加者の市民の皆様にも、総合計画を理解していただくこともできず、厳しいご意見をちょうだいしてしまうこととなったことは、私も非常に残念なことでありました。

そこで、今般のタウンヒアリングについてのご所見、また参加者の方々から再度タウンヒアリングを開催し、納得のいく説明をしてほしいという要望についてはどのような対応をされるのか、そして、今後、市民の皆様にもわかりやすく、新総合計画が市民のものであるということを十分に理解・共感していただくための具体的方策を、市民の皆様に対して提示していただきたく存じます。

以上でございます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長公室長。

〔 市長公室長 川又善行君登壇 〕

市長公室長（川又善行君） 議案第 104 号常陸太田市第 5 次総合計画基本構想についての、タウンヒアリングに対する市役所の取り組み姿勢についての質疑にお答えいたします。

タウンヒアリングは、総合計画の策定に当たりまして、市民参画の一環として、中学生、高校生を含めた市民アンケート調査、総合計画審議会、総合計画まちづくり懇談会、地域審議会とあわせて実施したものでございます。参加者が少なかったこと、総合計画基本構想に係る論議とはならなかったことなど、開催につきましては反省すべき点が多くございまして、真摯に受けとめております。

総合計画を実施していくに当たり、市民との協働を基本としていることから、議決を得ました後に総合計画ダイジェスト版の全戸配付、職員の出前講座のほか、市政懇談会、地域審議会、町会長会議などを初め、市が主催します各種会議等において、その内容等について説明し、市民の

皆様にご理解をいただけるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 1 番木村郁郎君。

〔 1 番 木村郁郎君登壇 〕

1 番（木村郁郎君） ご答弁ありがとうございました。緊張感のある行政運営によって、市民アンケートの調査結果にもございます、市民の意見が行政に活かされているかの市民満足度、現在 18.1%だと思っておりますけれども、こちらの方の目標値を 50%まで改善できるように期待いたしまして、私の質疑は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高木将君） 次、22 番立原正一君の発言を許します。

〔 22 番 立原正一君登壇 〕

22 番（立原正一君） 22 番立原正一でございます。発言通告順に議案質疑をいたします。

今回の提出案件は、専決処分報告が 2 件、議案第 88 号から 119 号までの 32 件、計 34 件であります。私は 10 件の項目、議案第 88 号、90 号、92 号、93 号、95 号、98 号、101、102、103、106 号の 10 件の案件につきまして、一部を確認させていただくために、簡単ではございますが、質疑をいたします。

初めに、議案第 88 号でございますが、常陸太田市企業等立地促進条例の制定についてでございます。これにつきましては、提案理由につきましてはここに書いてあるとおりでございますので、理解をしろと言えれば理解いたしますが、この内容を見ていきますと、結論的には再投資奨励金、そして雇用奨励金を出すというふうなことでございますので、この辺の件につきまして、提案の理由をもっと詳細にご説明いただければと思っております。

次に、90 号でございます。常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。これは、内容につきましては、料金改定になってございます。これにつきましては、まず、ページ 38 にございますが、この中で単位を 36 リットルを基準にしてありますが、その中で括弧の中にただし書きといたしまして、36 リットル未満は 36 リットルとするというふうに書いてございますが、これは、法文といたしまして適正なのか、36 に満たないものを 36 にするんだというふうなことでございますが、この辺のところは問題にならないのか、まず 1 点でございます。

それから、ここでの値上げ改定でございますが、これにつきましても、この値上げ改定の適正基準はどのようなことから出てきたのか、その辺を確認させていただきたいと思っております。

次に、92 号でございます。ページ 47 ですが、これにつきましては、常陸太田市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正についてでございます。これにつきましても、供用開始によります料金の改定のように考えますと、この分担金の金額でございますが、この算定基準はどのようなもので、そしてそれは適正なのか。住民は、今、値上げにつきますとぴりぴりしているものでございますから、切られるものが多くとられるものがふえてきているというようなことを言っておりますものから、その辺のところを考慮いたしまして、確認させていただくわけでございますのでお願いします。

次に、議案第93号でございます。常陸太田市下水道条例の一部改正についてでございます。提案理由はそのとおりでございますが、これにつきましても、これは金砂郷・水府地区でございますが、料金改定につきましては、前段92号でお話ししましたように、何を基本としてこのような数字が出たのか、またそれは正しいものかというようなことを確認させていただきます。

次に、第95号でございます。常陸太田市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部改正についてでございます。これにつきましては、呼び名的なことが変わるように考えておりますが、それで、第1点目でございますが、南北消防署は、既存は地名があるだけでございますが、それを南と北に改定するとのことでございますが、これらの基本的理由は何なのか、それをお伺いしたいと思っております。

次に、第98号でございます。常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。これも料金改定でございます。これの使用料の改定の基本目的、それから改定基準は何を基本としてこの数字が出てきたのか、またその数字は正しいものか。いろいろ背景がございましょうけれども、その背景等も含めましてお伺いしたいと思っております。

次に、第101号常陸太田市の施設に係る指定管理者の指定でございます。これにつきまして、ここに管理者となる団体の名前でございますが、株式会社暁恒産ということでございますが、あまり聞きなれないということでございますので、まず、この会社選定の基準は何か。会社の概要書ですね、沿革等を含めた中のそういうものは添付していただければと思っております。詳細をお伺いしたいと思います。それから、ここに指定したその理由をお伺いしたいと思います。

次に、議案第102号でございます。これにつきましても同じ内容でございますので、調整のときにお話してありますものですから、お願いしたい。

それから、103号でございますが、これにつきましても、同じ内容での質問をいたします。

次に、議案第106号でございます。これは、常陸太田市道路線の廃止についてでございます。これを見ますと、理由については、常に新しくすることにつきましては問題ではありませんけれども、これの中で、あまりにも廃止路線が多過ぎるように思います。そして、これは廃止されましても、今後、これを利用する地区住民がいるわけでございますので、一応、今の修理をお願いする場合には、市道でないとなかなか修理等はできないんだ、砂利を敷くにしましても、その辺が非常にネックになっていてというようなことは、地域からも声が聞こえるわけでございますので、そういうことを考えますと、廃止しても利用される、そういう道路についての今後の修繕補修等の場合にはそのような問題がないのか、その辺を確認させていただきたいと思っております。

以上で、第1回の質疑を終わりにいたします。

議長（高木将君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 議案第 88 号常陸太田市企業等立地促進条例の制定についてのご質疑にお答えいたします。

この条例は、あきのある工業団地を早く埋めていきたいとし、そのための競争力を高めるためのものであります。本条例のねらいであります、これまでの優遇措置では、宮の郷工業団地、ハイテクパーク金砂郷工業団地は、常陸太田市金砂郷地区固定資産税の課税免除に関する条例によりまして、過疎地域自立促進特別措置法及び農村地域工業等導入促進法の規定の適用を受ける事業の固定資産税につきまして、3年間の課税免除の措置が講ぜられております。一方、常陸太田工業団地では、市条例の企業誘致条例によりまして、工業用水道の使用量に応じまして、固定資産税相当額の 25% から 100% の奨励金を 3 年間交付する制度となっております。結果としまして、同じ行政区の中に同じ工業団地の用地でありながら、その固定資産税に係る優遇措置に統一性がない状況になっております。

そのため、拡大再投資を含めた新たな優遇策を設け、統一性を図るとともに、他の工業団地との競争力をつける目的で、条例の提案をしているものであります。

さらに、この 4 月から企業誘致担当を置き、企業訪問を行ってきた中では、企業が進出するに当たっての希望条件と、固定資産税に係る優遇措置のみとでは大きな隔たりがあり、結果として誘致競争に負けてしまったという状況もありましたので、企業に提示できる施策を検討した結果、定住人口の増加と雇用の拡大は、市内の人口減少に歯どめをかける施策といたしましても有効であることから、その方策として、雇用者 1 人当たりおよそその市民税相当額 10 万円を企業等立地雇用奨励金として、3 年間交付する制度を設けたいというものでございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 議案第 90 号常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、2 点の質疑にお答えいたします。

最初に、37 ページの第 8 条第 1 項の単位、「ただし 36 リットル未満は 36 リットルとする」というのは有効かという質問であります、この単位の数え方は昔からの慣例がありまして、かつては肥おけ 1 つが 18 リットル、2 つが 36 リットルをてんびん棒で担いでし尿を収集した名残がありまして、現在の収集車 3 トン車の目盛りが 36 リットル単位となっております、他の市町村においても 36 リットルまたは 18 リットル単位で明記しているところが大半でありますので、問題はないものと考えております。36 リットル未満の整理につきましては、計画収集などを行っているところでは、少量の世帯もあることから、収集運搬経費等を考慮した 1 回当たりの最低ラインの定義づけは、必要なものと考えております。

次に、338 円に改めた点でありますけれども、ご案内のように、金砂郷地区は既に許可制度で行っておりまして、合併時に現条例第 8 条で 36 リットル当たり 306 円の上限額を定め、問題なく現在に至っております。今回、第 9 条の、許可業者がクリーンセンターに納入する搬入手数料を 1,800 キログラム当たり 1,800 円にする改正案も提出しておりますが、リットル換算

では1リットル約0.9円のアップとなります。このアップ分を、従来のし尿処理手数料の上限額に加算しますと、8.5円プラス0.9円、1リットル当たり9.4円の単価となり、これを36リットル当たりに換算しますと338円となります。この金額は、許可業者が受け取れるし尿処理手数料の上限額であり、市民に対しては、支払いの一定の目安となる金額を上限額という形で定めるものであり、適正な価格と考えております。

以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 初めに、議案第92号常陸太田市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について、分担金の額及び算定基準についてお答え申し上げます。

金砂郷の中野小島地区農業集落排水事業の分担金の算定に当たりましては、国においては、事業の財源配分モデルといたしまして、総事業費の5%相当額を受益者の分担金総額として提示してございます。これとあわせて、近隣とのバランス、すなわち金砂郷地区で既に事業が完了してございます花房新地地区の37万円、松栄青木地区の31万円等を考慮し、今回31万円と設定させていただいたものでございます。

なお、行政手続といたしましては、地元説明会を開催し、おおむね同意をいただいた上、農業集落排水事業運営審議会の答申をいただいているところでございます。

次に、議案第93号常陸太田市下水道条例の一部改正について、金砂郷・水府地区における特定環境保全公共下水道の使用料の算定基準及びその使用料についてお答え申し上げます。

金砂郷・水府地区における特定環境保全公共下水道の使用料算定に当たりましては、これも同様、国の指針に基づきまして、基本料金として汚水量10立米まで1,500円、10立米を超えるものについては、重量料金として1立米当たり150円から180円までの設定をさせていただいたものでございます。また、この料金は、同等規模の全国247カ所の処理施設におけます平均的な維持管理に要する費用を賄える水準ともなっておりますことから、ご理解をいただきたいと存じます。

これも同様、行政手続といたしましては、地元説明会を開催し、おおむねの同意をいただいた上、下水道事業運営審議会の答申をいただいているところでございます。

次に、議案第106号常陸太田市道路線の廃止についてお答え申し上げます。

提案理由にもございますように、国道、県道及び市道の改良工事等に伴い不要となった路線や、分断され機能を有しなくなった市道35路線を廃止するものでございます。一例を挙げますと、常陸太田地区につきましては、議案書の99ページにお示ししてございます高盛土となりました国道293号バイパスの供用に伴い、分断され、不要となりました路線を廃止するものでございます。

廃止後の道路の取り扱いにつきましては、法定外公共物となりますとともに、維持補修につきましては、農道として引き続き市において適正に管理することとなります旨、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（高木将君） 消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 議案第95号常陸太田市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部改正についてのご質疑にお答えいたします。

この10月に里美出張所開設に当たり、車両等の整備とあわせて、8名の職員を配置したところでございます。これによりまして、中染分署職員が増員されたことから、消防署とするものでございます。従いまして、広域的な消防体制が確立されたということから、名称を変更するものでございます。

また、名称につきましては、市民にわかりやすく、地形的なことも勘案しまして、南消防署、北消防署とするものでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育次長。

〔教育次長 岡部恒雄君登壇〕

教育次長（岡部恒雄君） 議案第98号常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてで、2件についてお答えいたします。

第1点目でございますが、使用料の改定の目的、あるいは背景はというふうなことでございましたけれども、社会体育施設の使用料につきましては、市内4地区の社会体育施設使用料に差があるため、合併調整方針の中で、必要に応じて合併後、調整することとなっております。今回、市内4地区の社会体育施設使用料の平準化を図るため、使用料の改定をするものでございます。

2点目の、料金、使用料の改正の基準あるいは妥当性というふうな形で受けとめさせていただきたいと思えます。旧常陸太田市の社会体育施設使用料を基本として、市内4地区にございます社会体育施設の状況や、利用者が特定の施設に偏ることなく、利用頻度等を勘案したものでございます。また、旧常陸太田市の社会体育施設使用料は、消費税を加算した仕様となっているため、今回、旧常陸太田市の使用料に合わせ、改正をしたというふうな背景もでございます。

なお、他市との比較というふうな点を考えてみましても、大里ふれあいプールは、入場1回についてという意味になりますが、小学生・中学生100円、大宮市につきましては、午前と午後と分かれまして100円、北茨城が100円と、210円の当市というふうな形になってございます。あるいは、テニスコートを当市で考えますと、1時間当たり130円、大宮市が1時間200円、高萩市が2時間で420円、1時間で計算しますと210円ということございまして、以上の状況を踏まえますと、4地区の使用料という今回設定いたしました金額につきましては、妥当性があるというふうに、適正というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 議案第101号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定につ

いての質疑にお答えいたします。

本議案につきましては、総合福祉会館へ平成19年4月より指定管理者制度を導入するに当たりまして、指定管理者となる団体を指定するためのものがございます。指定管理者になろうとする法人等の募集方法につきましては、原則として公募によるものとしまして、例外として、地域の特性を生かすことで、より事業効果が期待できると認められるときの場合におきましては、公募によらず指定管理者を選定することができるかとされておるところでございます。

指定管理者選定委員会においては、初めに募集方法の選定、それから募集要項及び意見書、見積り等の審議等を行いまして、募集終了後、条例の第5条に規定します指定管理者の選定基準であります施設の利用者の平等利用の方法、施設の効果の最大限の発揮、それから施設の適切な維持管理及び経費の縮減などに基づきまして、選定をされることとなります。

総合福祉会館につきましてはありますが、会館の全般的な維持管理運営業務を指定管理者に移行するために、募集要項等を市のホームページに掲載しまして、10月3日から10月25日までに指定管理者の募集を行ってきたところでございます。その間、6団体から問い合わせがございまして、現地説明会の申し込みがあり、10月19日の現地説明会におきましては3団体の参加がありました。申し込み締め切りは10月25日でしたが、先ほど議員からありましたように、株式会社暁恒産1社が申し込みがありました。11月1日に開催の指定管理者選定委員会におきまして、先ほど申し上げた選定基準によりまして審査された結果、株式会社暁恒産が選定されたものでございます。

会社の概要につきましては、平成元年4月1日に設立されておまして、場所につきましては、水戸市笠原町でございます。それから、代表取締役につきましては、根本妃美子氏でございます。それから、従業員数でございますが、283人ございまして、常勤の社員が118人となっております。資本金は、ちなみに2,000万円でございます。

主な業務内容でございますが、1つとしましては、建物の電気設備、空調設備、衛生設備、消防設備等の保守点検に関する業務、それから、2つ目としましては、建物の空調環境測定、飲料水の水質検査、飲料水の貯水槽の清掃、ネズミ・昆虫防除等の環境衛生管理業務、3つ目としましては、電気工事、それから消防設備工事等の設計施工、4つ目としましては、廃棄物の収集・運搬・処理業務、5つ目としましては、清掃業務、警備業務、受付業務と、多種にわたって行っておりまして、それぞれの業務に資格取得者を有しているところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 里美支所長。

〔里美支所長 大森茂樹君登壇〕

里美支所長（大森茂樹君） 議案第102号及び第103号公の施設に係る指定管理者の指定についてのうち、指定を予定しております法人の概要についてお答えをいたします。

議案第102号常陸太田市営里美斎場の指定管理者に予定をしております財団法人里美ふるさと振興公社は、平成3年に、地域の文化の向上と経済の活性化を図り、豊かな地域づくりに寄与することを目的に設置され、以来、今回提案をしております市営里美斎場を初めとし、プラトー

さとみ、ぬく森の湯、小里牧場、総合交流ターミナル、ふれあい館等の管理を行ってきております。

法人の内容につきましては、出捐金1億3,560万、パート等を含む従業員41名の、第3セクターにより設立された財団法人でございます。

財団法人里美ふるさと振興公社は、平成16年11月、里美斎場施設開館と同時に、旧里美村の指定管理者として、効果的かつ効率的な管理運営を行うとともに、経費節減にも努めてきた実績があり、今回の指定管理者選考に当たりまして、当公社は地域の振興、生活改善、経済の活性化等に大きく貢献しております点を考慮しまして、公募によらない事業者の選定をし、提案をするものでございます。

議案第103号常陸太田市森林バイオマスリサイクルセンターの指定管理者を予定しております有限会社バイオマスリサイクルセンターは、本施設運用開始に先立ち、平成15年9月に、地域資源循環型リサイクルシステムを構築するため、木質系有機性の産業廃棄物や一般廃棄物の収集・運搬・処理・再生、リサイクル資源によって生産された製品の開発・宣伝及び運搬、並びに施設の管理業務委託先として、第3セクターにより設立されました。

法人の概要につきましては、資本金1,260万円、臨時職員を含む従業員3名の法人でございます。

有限会社バイオマスリサイクルセンターは、平成16年12月から本施設指定管理者として本格稼働し、2年を経過したところであり、施設の設置趣旨等をかんがみ、今後より一層の経営改善に努力することとし、公募によらない事業者の選定をし、提案するものでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 第2回の質疑をさせていただきます。10項目につきまして、説明をいただきまして、理解するところは理解をいたしまして、一部のところで2回目を質疑させていただきたいと思っております。

まず、議案第88号でございますが、説明の中では、いろいろと企業立地に有利に働くためにいろんな施策を講じてきたと。これも、今回、専任のそういう担当を雇ったところで情報をつかんで、そして、そういうアイデアが出てきたんだろうと思っております。

私は、これに対しまして、先ほども述べられておりましたけれども、これにつきましては、茨城県の中で特措法ができておりまして、既にそちらの方では、産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置、課税免除というものが、平成15年4月1日から平成21年3月31日までの間に茨城県内に事業所、事務所を新設または増設し、県内の事務所等の従業員が5人以上増加する、また、法人については県税の特別措置の対象となり、法人事業税3年間及び不動産取得税が課税免除となります。こういうふうなものが既にできておりまして、企業の方では相当にこれを利用しながら入ってきているというのが実情であります。

ところで、これを見ていきますと、先ほどの定義の中でご説明がございました。そこで、奨励

措置のところでは、第4条でございますが、そこでは、(2)に企業拡大の再投資奨励金、(3)に企業等立地雇用奨励金とあります。しかし、これは、太田市独自でもって管理・処理しているところであれば、こういうことをやってまでもやらなきゃならないだろう。

私は、今までにも常陸太田市自体に、岡田の工業団地のところの大面積のところを分割して、その推進をやったらどうだというふうなことを随分述べてきたわけでございますが、それがままたまにならなくて現状を行っているわけございまして、それで、今度はこういうふうなものを出してきた。これは、私は、新しいやり方としては非常に推奨していきたいと思っておりますし、感謝したいと思っております。

しかし、県の土地に、県ではそこまでの優遇措置をやっておりまして、一生懸命やっているわけですから、それをあえて常陸太田市が、お金があればいいんですよ。せんだって新聞報道で、茨城県—お金がないところはどこだということになりますと、常陸太田市というのが出てきたんですね。私のところに住民の方から電話をいただきまして、「何、常陸太田市はこういう状況か」と言われたわけでございます。それに、今、市長が一生懸命になりまして、とにかく出すものにつまましてはなるべく出さない方向で、カットしていこうじゃないかということで、補助金、特に運営補助金あたりまでも、今、諮問機関をつくりながらやっているわけです。そういうところのことを考えていきましたが、とにかく私は、この工業団地に進出することに対してこういうことをやるというようなことに対しては、いかなものかというふうになる。

これは、これから県の方の動きが、各市町村の担当者が今、営業で回って歩いているところで、いろんな考えを出してくるんだらうと思っておりますが、そういう流れの中をもう少し見た上で、もって、こういういろんな取り組みもできるだらうと思っております。今は時期尚早だらうなというふうに考えるのが、私は常套だらうなと思っております。

ただ、そこでお伺いしたいのは、なぜ今ここまでやって、やろうとしているのか。それで、お伺いしておきたいのは、とにかく調整のときにもいろいろ聞きましたけれども、いろいろ競争するときには、そういう優遇、税制関係のところが一番のポイントになるんですよという話もありましたが、企業者は当然そういうことなんです。なるべく出さなくて企業進出をしたい。それは企業の本音でございます。

以前、バブル崩壊後あたりは、各大学等につまましては、今、誘致するんであれば、先生の官舎とか、少なくとも敷地くらいは地元が負担しなさいと。じゃあ、その出てくる人に対しては、建設費は持ちましょう。そういうお話も聞きました。今どき、太田の場合、今こういうことに取り組む前に、もう少し頭を使った施策を考えるべきだと私は思いますよ。

ですから、例えば、岡田のことであれば、もう少し分割した土地があれば、結構来たいという方がいるわけです。議事録を見ていただければ、私は何度もそれを言っているわけです。ところが、こういうことも、県の方がそうはできませんということをおっしゃって、今度、そういう営業畑に人を専任にしたときに、こういう情報が入ったからこれをやるんだと。これは、よそでやっているから太田もやるのかなというふうなことなんです。やっているところというのは、県じゃなくて、市そのものが管理している土地を運用するための施策だらうと私は思っているわ

けです。県がこれだけの税金を補償してまでもやっているわけですから、私は、太田はこれやる必要はないだろうと思うんです。

その辺で、この条件を飲めば何社ここに来るとい人があるのか、そういう会社があるのかどうか、まずその事実をお伺いしたい。

それから、あと、ここで言うておりますのは、(6)のところにありますけれども、この定義なんです、市長が新しく認める企業とありますね。市長が認める企業というものを対象とすることなんです、今現在、こういうものの対象にしようとしている企業が太田に何社ぐらいあるのか、それを伺いたい。それが2つ目でございます。

そして、3つ目でございますが、先ほどの1番に少し関係しますけれども、それが、もしこういう特例措置をつくってまでも来てくれないと、そういう企業がないのであれば、どうするのか。その3つだけをここで確認させていただきたいと思ひます。

次に、90号でございますが、これにつきましては、とにかく行政的には問題ないということでお話がありましたが、行政が言うことですから正しいんだろうということで、理解をしておきます。

次に、92号でございます。これにつきましても、説明いただきまして、問題ないですよというふうなことでございまして、それから、地元にも説明をしていますというふうなこともやられておるといようなことでございまして、これも理解しておきたいと思ひしております。

それから、93号でございますが、これにつきましても、金砂郷・水府のことでございまして、これは、全国的なことと比較し、そして、行政手続きの中で現地説明もしているということで、理解を示していただいているという話も出ておりますものですから、それはそのとおりに理解をいたします。

それから、95号でございます。消防の件でございますが、これにつきましては、最終的な判断をしたのは、市民にわかりやすくしたということでございますが、これについて、わかりやすくしたんだということになれば、それ以上お話を求めるあれはないんですが、ここで1点だけ、今までの地名から南北に分けて何かメリットがあるのかないのか。余計な質疑でございますが、その辺でご所見をいただければと思ひしております。

次に、98号でございます。これにつきましても、いろいろご説明がございまして、いろいろ市内の状況、それから他市との比較等々も見まして、すべてに問題なく適正だということでございますから、それはそれとして理解せざるを得ませんので、理解したいと思ひます。

次に、101号でございます。これにつきましても、いろいろありまして、ホームページ等で結果的に公募をしたと。最終的に3社がありまして、1社が結果的に出てきたということでございますが、それらにつきましても、それはそれとして理解をいたしますが、こういうところにつきましては、特に、そういう私が質疑したことは書いておいていただければ、一部A4くらいの紙に書いていただいて、ここに挟んでおいていただければありがたいわけですが、これがなかったので質疑させていただいたわけなんです。

それで、その内容が、例えば6社あって3社、それから1社になったという話をしております

が、この辺のところの推移的によくわからないんですが、それはそれとしまして、確認させてもらいたいのは、101号、102号、103号も同じなんですが、これを指定管理者にするということは、独立採算ということをおねらっておられるのかですね。そして、それには補助金というものは投入されるんだと思いますが、その辺がどうなっているか。

それから、それに対しまして、結果的にここから考えられることは、やはりお金が絡むことですから、税金そのものも法人的になるわけだと思いますが、税金、それから利益率というのはどのようになっていくのか、その点をここで伺いたいと思っております。これは、101、102、103、いずれも同じなものですから、簡単で結構でございますから、その辺のご説明をいただきたいと思っております。

最後になりますが、106号でございます。市道の路線廃止でございますが、これは、いろいろありまして、最終的には農道として管理するんだということで、問題はないというふうなお言葉をいただきましたものですから、私の頭の中に入れておきまして、各地区に関係する人からそういうお話があったときには、その旨を伝えて理解をしてもらおうかと思っておりますが、ぜひこの辺は……。いつも私は市道について言われるのは、農道を申請したわけじゃないんだ、市道でも、よく調べてみると、結果的に農道になっている箇所があるそうです。そうすると、そこは、市道でないから補修・管理はできないというようなことを言われまして困っているということが言われておりますから、その辺をよく理解しておいていただきまして、頭に入れておいて、地域から話があったときには、そういうふうなことにならないように、補修、そのとおりサービスの面から考えていただければと思っておりますので、それは要望といたしまして、理解していきたいと思っております。

一応、私の中で、第2回目での質疑に対する答弁をいただきたいと思えます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 再度の質問にお答えいたします。

ただいま、今回ご提案しました条件、このようになれば何社くらいあるのかというようなことと、また、ないときはどうするのかというようなことでございますが、現在、現時点においては無いというようなことでございますが、今までの条例からすれば有利な状況となるというようなことございまして、今後、努力していきたいというところでございます。

以上です。

議長（高木将君） 消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 2回目のご質疑にお答えいたします。

メリットはということでございますが、消防行政の事務事業の円滑なる遂行が可能となると考えております。

以上です。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 立原議員の2回目のご質問，101号でございますが，この公の施設に係る指定管理者の中で，補助金が出るのか，それから税収のことに関しまして質問がございました。

暁恒産につきましては，当然，請負ではないですけれども，指定管理料としまして，それでできるということですから，指定管理料以外の補助はしません。

それから，さらにその税収ですが，本社が水戸でございますので，そちらでのことになると思います。

以上でございます。

議長（高木将君） 里美支所長。

〔里美支所長 大森茂樹君登壇〕

里美支所長（大森茂樹君） 再度の質問にお答えいたします。

まず，第102号のふるさと振興公社の件でございますけれども，独立採算を行うかどうかという点につきましては，7つほど施設及びその事業等も受け持っていております。その中では，例えばぬく森の湯ですとか，先ほど指定管理をお願いしました里美斎場とかは，独立採算がとれる施設となっておりますが，プラトーさとみとかふれあい館につきましてはあくまでも研修施設でございますので，独立採算はちょっと難しい。そこにはかなりの指定管理料を支払っていかなければ，独立ができないというようなことでございます。

それから，補助金につきましては，指定管理料として各施設にお支払いをしております。また，税収につきましては，ぬく森の湯から入湯税等が約1,000万強毎年入ってきております。そのような状況で，ふるさと振興公社の方は，まだまだこれから努力して経営改善していかねばならないというところでございます。

次に，第103号のリサイクルセンターでございますけれども，これもまだ始まったばかりでございます。あくまでも57%近い山林面積を誇ります当市におきましては，今後そこから発生する樹皮の処理をしていかなければならないということもございまして，経営努力はこれからも指導していくとしても，まだまだ面倒を見ていかなければならない施設ではないかなと思っております。

以上でございます。

議長（高木将君） 次，26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は，議案第88号，議案第104号，議案第110号，この3件について議案質疑を行います。

まず，議案第88号の常陸太田市企業等立地促進条例の制定についてです。

先ほども同僚議員の質疑がありましたけれども，こういう大規模な工業団地を抱える本市としては，いかに企業の促進を図っていくかという部分についても，こういう経済の状況の中では頭を痛める問題ではあるかと思っておりますけれども，そういう中からこういう優遇制度ということが出

されてきたということなんでしょうけれども、それはそれとして、私は、やはり1つの方策としては、事業主体が県になっております宮の郷工業団地については、あの周辺の道路整備、その他工業団地の90ヘクタールからのところを52ヘクタールですか、工業団地に造成すると。相当な税金をそこにつぎ込んでいると。

そして、現況を見ると、産業廃棄物を取り扱う企業が1社張りついて、そのほか、許可を受けているところが1社と。そして、今、いろいろと問題になっている特定廃棄物を扱う、PCBを扱う会社が今、申請をしていると、そういう状況であると。これ一つとってみても、何のために工業団地を造成したのかというふうなところで、やっぱりこういう公共事業そのものを開発していくのには、十分な計画性等々をしっかりと検討した中で行ってほしいと。

岡田町にある、当市の岡田の工業団地ですけれども、これも、水を使用するところということで、もう完成してから十七、八年、20年近くたつのではないかと思いますけれども、それでも全部埋まり切れないというところから、やっぱりきちんとこういう部分についての総括も必要だと思います。

そういう上で、今後どうするのかということで、先ほどもありましたけれども、県が事業主体となっている宮の郷工業団地については、現在、税金面で非常に有利な条件が企業に対してあると。その上、今度、当市でもって企業誘致への優遇策ということで、地元雇用には奨励金1人当たり10万と、それから新たに進出する企業と、それと拡大再投資の場合にも、同じように税面での優遇をするということなんですけれども、私は、19から20ページに奨励措置を受けるための要件、あるいは第4条奨励措置ということで挙げられておりますけれども、企業等立地奨励金、それから企業等拡大再投資奨励金ですね。企業等拡大再投資奨励金ですから、今、既存の施設で事業拡大というようなことで、拡大再投資するというようなことなんですけれども、そういう部分にも新規と同じような取り扱いにしたということのお考えを伺いたいと思います。

それから、それぞれここに、第3条は「指定産業地域等」と、それから第4条も「企業等立地」と、「企業等」ということで、この条例制定も「常陸太田市企業等」ということなんですけれども、この「等」をつけた意味についても伺いたいと思います。

それから、もう一つは、これまでも企業立地の促進ということで、ことし4月から専門の職員を配置して、促進のための仕事をしていただいているわけなんですけれども、どのような方法で、今進められてきているのか。一つは県からの紹介とか、それから、県がセミナーを県外でも開いているようですけれども、そういったところを活用しながらの促進するための方法といたしますか、そういうところではどのように行われているのかということで伺いたいと思います。

それから、そういう中で、今、現況がどうなのか伺いたいと思います。

私は、今回の促進条例も、苦肉の策と言えそうですと言えらると思うんですけれども、先ほど、あきのあるところを早く埋めるという話が出まして、そのためにも競争力をつけるんだということなんですけれども、本当に市民からすれば、踏んだりけったりだなと。大型のこういう開発事業を起こしておきながら、企業は張りつかないというところで、自治体同士が.....、それからこれは民間の企業もハイテクパーク入っていますけれども、それぞれ税金をまけてやるのに競争力をつ

けると。そういう意味では、非常に逆立ちしたこういうやり方がされているのかなという気もするんですね。やっぱりこれは一言言っておきたいと思いますので、そういった意味では、やっぱり市民の血税というのをいかに大いに市民に返すために事業を行っていくのかと、もう少し産業の振興というところでは十分考えてほしいと、こういうところを申し上げておきたいと思います。

次に、104号ですけれども、いよいよ第5次の総合計画基本構想ができたわけなんですけれども、これについても、質疑ということになれば、一つ一つの言葉、一つ一つ掲げられた命題ですか、そのものについても非常に問題もあるかなというふうに見てきたんですけれども、とにかく内容が非常に幅広いので、一つ一つやってたら時間に限りがないということで、1つは、これまでの第4次のほっとタウンですけれども、やはりその振り返りが第5次にどのように網羅されているのか、これについて伺いたいと思います。

それから、策定の視点ということで6つ挙げられておりますけれども、この視点に沿ってどのように計画を進めていくのかということなんですけれども、ページ21の中の施策の基本方向という中で、3つの柱立てがされているわけなんですけれども、第1番目に「輝く人をつくる」ということを挙げられているわけですね。行政が「輝く人をつくる」と、人をつくるというのはどういうことなのかと。総合計画の中で一番初めに、こういう基本方向としてこの施策が出されていると。私はちょっとここに疑問を持ったわけです。

総合計画の中で、この中には市民からのアンケートもありましたけれども、そういう中では、やっぱり安心して住めると、医療や福祉がしっかりしていると、こういう中の市民のアンケートからも出ているわけですね。そういったことを踏まえて挙げれば、やはり生き生きとして、子供も高齢者の方も障害者の方も安心して暮らせるまちと、こういう政策が最初に挙げられてしかるべきではないかなと。そういうことをきちんとやることによって、やっぱり市民がいろいろ能力も発揮できるし、ここに掲げているような輝く人づくりと、人づくりというか、輝く人たちが誕生していくんだらうというふうに思うわけですね。だから、ここに「輝く人をつくる」と、行政がつくると、こういうことを第1番の柱として出すというのは、私は少し行政の思い上がりかなというふうに思うんですね。

でも、この内容に入れば、魅力ある学校づくりとか、多様な学習機会の支援とかってありますけれども、やはりこの辺の考えを、人づくりというのをどういうふうに第1番目に挙げたのか、輝く人をつくるということですね、これについて考えを伺いたいと思います。

それから、この全体を見まして、合併してまだ2年余りということで、旧常陸太田市を除く地域がそれぞれ過疎地というようなことで、そういう地域にもなっているという中では、今回の前期基本計画あたりには、やはりそれぞれの、里美、水府、金砂郷のこれまで長く自治体として築いてきたものがあるわけですね。この中で言えば、文化・歴史というようなものが挙げられると思いますけれども……、産業の振興とかですね、そういったことで、やっぱり地域編といいますか、それもきちんと出すべきではないかなというふうに考えるんですけれども、それもすべて一体化ということで、全部この基本構想の中に盛り込んだというところ、その辺の考えを伺いたいと思うんです。

私は、一体化というのであれば、それぞれの市民がそれぞれの地域の特色、特性、そういったことをそれぞれ認識しながら一体化を図っていくという面でも、もう少し地域の計画を挙げるべきではなかったかなと思いますけれども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

それから、市民力ということが非常にうたわれているわけなんですけれども、すべての政策の中に載っているわけなんですけれども、これを読みますと、弱い者、弱者が非常に置いてけぼりを食うのではないかというふうにも思うわけですね。元気な人しかなかなか参加できないと。いろんな事業には支援する、支援する、支援すると書いてあるんですけれども、本当に太田に住んでいる人たちの潜在能力といったものを引き出していくのには、まずやっぱり行政がきちっと、安心して、ここにもありますけれども安全にと、安全ということも出ていますけれども、生きられると、そして活力のある産業振興というようなことで、そういうところでは、市民力というものをどのように引き出すということで考えておられるのか。

私は、市民力、市民力と言いますと、本当にそこに参加できない者、そういう人たちが、逆にそこからはみ出してしまうと、外れてしまう、そういう感をこれを読みながら否めないわけなんですけれども、その辺でのお考えを、これを挙げた中での市民力ということで伺いたいと思います。

それと、この中には、まちづくりの基金ということが、これは前期計画の中でですけれども、挙げられておりますけれども、市民協働まちづくり基金の創設ということで、これも大体基金総額、規模、それからどういった事業にと。これはちょっと聞きますと、果実でということなので、そうしますと、ソフト面ということなんでしょうけれども、大体総額どのくらいまで積み立てて行うのか、伺いたいと思います。

3点目は、議案第110号常陸太田市一般会計補正予算ですけれども、この中で3点ほど伺いたいと思うんですけれども、12ページですが、アスベストの関係です。7の支所費、15工事請負費602万、金砂郷支所分庁舎アスベスト除去工事ということで、これについては10ページにもありますけれども、市債と地方債の中でやっていますね。それで、当初2,200万円からの予算を立てて、その中で602万の減ということでもありますけれども、この辺がどういう見積もり、発注をされてこういう減になったのか、伺いたいと思います。

それから、保健センターも金砂郷地区で同じように、アスベストの除去ということで工事をしておりますが、これで全部、当市のアスベスト除去工事が終了になったのかどうか、伺いたいと思います。

それから、林業なんですけれども、20ページ林業施設費、これの19負担金、補助及び交付金ということで、奥久慈グリーンライン林道整備事業費ということで、これは、今行われているわけなんですけれども、事業量がどのくらいふえたのか。今回ふえた分の工事額、それから当市の場合におければ、何メートルの整備になるのか、伺いたいと思います。141万ですから、何メートルということじゃないですが、その事業費の内容について伺いたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、25ページの教育費、幼稚園管理費の中の15,18と、工事請負費と備品購入費ですけれども、先ほど議案説明がありまして、3歳児保育、それから預

かり保育を全園で行うというようなことですが、そのための幼稚園の整備と、それから備品の購入ということで説明がありましたけれども、今、新しく3歳児が始まるところが、世矢幼稚園、西小沢幼稚園、幸久幼稚園ということで、3歳児を受け入れることによってどういう体制というか、職員の配置ですが、そういうことについて伺いたい。やっぱり職員の過重負担になっては、十分な幼児教育もできませんので、基本的な考え方について伺いたいと思います。

預かり保育についても、これは、新たに全園でということなんですけれども、これについても基本的な考え方を伺いたいと思います。

以上で、1回目の質疑を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 議案第88号の常陸太田市企業等立地促進条例の制定についての質疑についてお答えいたします。

1件目でございますが、拡大再投資のための奨励金についてというようなことですが、これにつきましては、企業誘致に当たりまして、段階的な規模拡大というものを計画している企業においては、これが有利な条件になるものと考えられますとともに、現在立地しております企業においても、規模の拡大などの再設備投資意欲の向上にもつながりまして、ひいては雇用の拡大等が期待されると考えているところでございます。

次に、第3条の中にあります指定産業地域等の「等」ということはどういうことかというようなことだと思っておりますが、これにつきましては、指定産業地域というものにつきましては3つの工業団地がございます。また、その「等」の中には工業系地域ということで、都市計画法に定められております工業地域、工業専用地域、こういうものがあるというような中での「等」ということでございます。

次に、企業等の「等」ということですが、これにつきましては、営利を目的とした事業所を設ける法人または個人というようなことでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） まず、議案第88号常陸太田市企業等立地促進条例の制定についての中で、これまでの企業誘致に対する取り組み活動についての質疑にお答え申し上げます。

本年4月より、企業誘致を専任する職員を配置したわけですが、これまでに多くの市民の方々や関係団体、あるいは県の紹介を受けながら、あるいは、担当職員みずから情報を得ながら、これまでに企業及び企業関係団体等への訪問、さらには、茨城県主催の企業セミナーへの参加、関係自治体との協議などの活動をしてまいりました。その回数は延べ60回を数えておりまして、交渉してまいりました企業数は33社となっております。

また、工業団地への企業誘致を推進するために、パンフレットの作成や、市ホームページに企業誘致のコーナーを新たに掲載し、工業団地の分譲案内をするなどのPR活動もしている状況で

ございます。現在、県外2社、県内4社の企業との交渉を継続しているところでございます。

続きまして、議案第104号常陸太田市第5次総合計画基本構想についてのご質疑にお答え申し上げます。

まず、ほっとタウンの振り返りがどう生かされているのかということでございます。議員ご案内のように、ほっとタウン計画は平成6年度に策定しまして、この間、合併というようなこともありまして、2年間延長し、本年度まで引き続き事業を推進してきたところでございます。

この間、保健、医療、福祉関連事業におきましては、ハード事業が中心のお答えになりますけれども、総合福祉会館、保健センターや愛保育園の整備、市民バスの運行、放課後児童クラブの設置などを実施してまいっております。また、居住環境の整備としましては、市営幡町住宅の整備、消防庁舎の整備、水と緑のプロムナードの整備等を行ってまいっております。さらに、産業の振興としましては、圃場整備、農作物加工施設の整備、それから各種祭りやイベントなどの産業振興も行っております。さらに、生涯学習、文化、教育関連施設の整備としましては、生涯学習センター、白羽スポーツ広場、温水プール、のぞみ幼稚園、里美中学校建設、学校給食共同調理場建設などの事業に手がけてまいりまして、これらもほぼ着工し、あるいは完成、あるいは継続事業として、現在でも取り組んでいる状況でございます。

一方、平成不況に代表されますように、経済情勢や社会環境の変化、また、日立電鉄線の廃線などの影響によります常陸太田駅周辺整備のおくれ、また、工業団地への企業立地が進まないなど、事業のおくれがあるのも事実でございます。これらについては新しい総合計画の中でも推進すべく、特に重要な事業と掲げております。

続きまして、総合計画の基本方向の「輝く人をつくる」というご質問がございました。

これにつきましては、今回の総合計画の施策の基本方向としまして、1つとして「輝く人をつくる」、2つとして「安らぎのある快適環境をつくる」、24ページになりますけれども。それから28ページに「まちの元気をつくる」という、この3つを大きな基本方向に位置づけております。これらは、1、2、3と表示はしてございますけれども、どれが優先度が高いということではなく、こうした3つの基本方向に向けたそれぞれの施策、例えば「輝く人をつくる」であれば、未来を拓く人づくりであるとか、この中での子育てへの支援、豊かな心の育成、さらには、楽しい人生の生きがいづくり等々の施策を推進することによって、快適空間常陸太田をつくらうというものでございます。並列でございますので、「輝く人をつくる」が第一義的に取り上げられているということではございませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、3点目でございます。計画の中で地域編を設けるべきなのではないかというご質問でございます。今回の計画策定の視点としても掲げておりますが、合併後の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる総合計画でございます。また、10年後の将来像を見据えた長期ビジョンであることから、合併後の新市を一体的にとらえた上で、新市の均衡ある発展と生活環境の向上、福祉の充実を図るべく、計画と施策の推進が何よりも大切であると考えております。

このことを踏まえ、いわゆる旧市町村の枠組みごとの計画を設けまして施策推進するのではなく、各地域の特性を生かした施策とその推進方策を網羅した上で、一体的なまちづくりを進めて

いくことが重要なことであると考えております。

4点目の「市民力を生かすための方策」ということでございます。総合計画で言います市民とは、市民一人ひとり、個人一人ひとりはもちろん、自治会などの地域コミュニティ、各種団体、企業、事業者など、地域社会を形成するすべての主体を指しております。これら市民の力をまちづくりに生かすため、本計画において、これからのまちづくりにおける基本姿勢として、市民の皆様と行政との信頼関係を確立することが、まず何よりも大切であると考えております。

このために、行政が徹底した行財政改革を進めるとともに、職員の資質向上、仕事への取り組み方の姿勢を含めた行政の意識改革、市政における説明責任などを進める中で、市民の皆様から信頼される市役所づくりを進め、一方で、市民の皆様も、自分の住むまちは自分たちの力でよくするという住民自治本来の視点に立ち、積極的にまちづくりに参画していただくことが大切でございまして、行政として、その市民の力を最大限引き出していく施策を進めていこうとするものでございます。

なお、議案でございまして総合計画基本構想の参考の資料としまして、前期基本計画の中において、各施策ごとに施策推進において期待される市民力を掲げており、行政もこれらの認識のもと、市民の皆様と一体となって取り組もうとするものでございます。

最後に、まちづくり基金の創設の件でございまして。

市民協働まちづくり基金につきましては、合併特例債を財源として創設する考えでございまして。この基金創設に対しましては、95%の合併特例債を充当することができ、さらにその70%については交付税が算入されることとなっております。基金の標準規模は、合併市町村ごとに一定の算式により定められておりますけれども、本市の場合は17億3,000万円となっておりますので、これを基本としまして、今後、財政状況等を勘案しながら、おおむね平成19年度から3カ年程度で積み立てをしてまいりたいと考えております。

基金の活用方法でございましてけれども、市民、自治会、グループ、団体等が企画提案しましたまちづくり事業の実践に対して支出できるようなシステムの検討を、19年度に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 金砂郷支所長。

〔金砂郷支所長 菊池勝美君登壇〕

金砂郷支所長（菊池勝美君） 議案第110号平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）の歳出でございまして、金砂郷支所分庁舎アスベスト除去工事602万円の減額補正についての質疑にお答えをいたします。

当初、アスベストを処理するに当たりまして、処理施設の処理能力の限界があるという状況があったために、各部屋ごとに順次発注せざるを得ないのかという考えのもとに、各部屋ごとに見積もりを徴したわけでございます。その結果2,282万円となったわけでございます。しかしその後、同施設であるため、処分においては落札業者において順次処理をしていただくとの考えから、一括発注をしたわけでございます。その入札の結果1,680万円となり、今回602万円の

減額補正を提案するという次第でございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 水府支所長。

〔水府支所長 根本洋治君登壇〕

水府支所長（根本洋治君） 議案第110号一般会計補正予算の中で、20ページ、林業施設費の負担金141万8,000円の補正についてお答えいたします。

今回の補正につきましては、今年度のグリーンラインの事業に伴う負担金の補正ではなく、平成17年度の事業費の精算に伴う不足分を、今回補正増するものであります。

以上です。

議長（高木将君） 教育次長。

〔教育次長 岡部恒雄君登壇〕

教育次長（岡部恒雄君） 議案第110号常陸太田市一般会計補正予算について、25ページの質問の中で、3歳児及び預かり保育の実施体制の基本についてお答えをいたします。

3歳児及び預かり保育の実施につきましては、幼稚園教育の充実、子供同士の交流機会の減少、子育て支援策、合併後の幼稚園実施事業の統一化を図るため、平成19年度より3歳児保育及び預かり保育について、全園を対象に取り組むものでございます。

3歳児保育、預かり保育の実施体制の基本的な考え方ですが、3歳児保育につきましては、現在、各園において募集実施し、園児の取りまとめを行っておるところでございます。預かり保育につきましては、3歳児から5歳児の入園決定後、募集をいたし、これは随時になるかと思えますけれども、そのようなことで募集をしているところでございます。

実施体制につきましては、入園状況を考慮しながら、職員と非常勤職員等により配置体制を整え、実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今回、25ページをお願いしてございます工事請負費につきましては、主に預かり保育をするために、当然午睡というものが、お昼寝が必要になってまいりますので、それに伴うところの設備、カーテンあるいはトイレ等の改修等を含めている工事をお願いしているところでございます。

それから、18番の備品購入でございますけれども、これらにつきましては、預かり保育を実施するための備品ということで、主なものをちょっと申し上げますと、サークルテーブル、あるいは布団収納、あるいは園児用テーブル、あるいはいす等を含めた、そういうふうなものの備品という形でご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 議案第110号の一般会計補正予算に関連しましてご質問がございました、アスベストの工事はすべて終了したのかということでございますが、金砂郷支所と保健センターの工事が終了したことによりまして、すべて除去いたしました。

以上です。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 88号の企業等立地促進条例の制定についてですけれども、この中のページ19、それからページ20の中の企業等拡大再投資奨励金というところで、もう少し考えを伺いたいと思うんですけれども、経営者は、拡大再投資ですから企業の事業拡張ですね。そういう中で、この分についても新規企業と同じように、固定資産、都市計画税、こういったものを免除すると。これは、優遇策としてあまりに大盤振る舞いじゃないかと私は思いますけれども、これについてはどういうふうに考えているのか。企業能力で、同じ敷地内に事業拡大すると。この中にも、拡大要件の中に、拡大再投資の場合には1億円以上ということで、中小企業等においては5,000万円以上ということですから、ここまで税の優遇策の対象に広げてもいいものかどうか。私は、ここは再検討すべきではないかと、ここまでしなくてもいいと思うんですけれども、この部分についてどういうふうに考えるのか伺いたいと思います。企業促進という意味で、工業団地への促進のための条例ですけれども、再投資の企業にまで優遇策を与えるということはどうなのかということで、この部分についてもう一度考えを伺いたいと思います。

104ページの5次総合計画基本構想についてですけれども、最初に3本の柱立ての中に、「輝く人をつくる」ということで、2つ目に「安らぎのある快適環境をつくる」と、そして3つ目の柱として「まちの元気をつくる」ということで、優先度はないんだということですから、私はそういうことで聞いたわけではないんですよ。この総合計画ですよ。それで、施策の基本方向として「輝く人をつくる」ということ、行政が最初にこういう総合計画の中で、優先順位はないとはいえ、施策の基本方向として3つの柱を挙げるときに、まず何から挙げるのかというのはありますよ、当然。そういう中で輝く人をつくるんだということは、あまりにも行政としては、こういう表現の仕方は市民から受け入れられないのではないかなと思うわけですよ。

当然、こういう輝く人たちをつくるということは、地方自治体としてのやるべきことというのは、やっぱり福祉、暮らしの充実なんですよ。ですから、最初にこういうことがきちんここに出されるべきではないかと。生き生きとして輝く……、こういうところに輝くという言葉が入ってきてもよろしいかと思えますけれども、やっぱり生き生きと輝いて、そしてだれもが安心して暮らせると、こういう常陸太田市をつくるんだということが出てくるのではないかなということで、優先順位の問題を私は取り上げたわけではないんです。やはり市の考え方ですね。やはりこういったこと、人をつくるということは、市民にあまりこの計画が受け入れられないと思うんですけれども、その辺の考えを伺いたいと思います。

そして、2つ目には、「安らぎのある快適環境」ですから、安全な暮らしですね。そしてこの中には、ぬくもりのあるということで、一人ひとりの心のつながりというか、相互理解といったものが挙げられると思えますけれども、そして、3つの「まちの元気」ということでは、活力ある産業の振興ということにもなってくるのだと思えますけれども、やはり市民との協働と、市民の協力も得ながら住みやすい常陸太田市をつくっていくと、そういう部分での行政の努力はわかりますけれども、それをあからさまにぼーんと「輝く人をつくる」ということは、やっぱり市民に

は受け入れられないと思うので、考えを伺いたいと思います。

それと、もう一つは財政面なんですけれども、この中に、第4章として、財政の見通しということで、これについてもどういうことなのかということで、あまりはっきりしないわけなんですけれども、最後の財源の確保を図るということの中に、一層の経費節減ということもあります。下から2行目ですけれども、税収の確保、それから受益者負担の見直しなどによって財源の確保ということですね。受益者負担と云ったら、さらなる住民への負担をふやすということですよ、財源確保ですから。こういうことについて、この計画を、そういうことも含めての財源の中で進めるんだと、こういう考えなのかどうか。現時点でこの実施計画3年ということ、それから中期計画5年ということでありましてけれども、この財政の見通しということについては、基本的にどのように考えているのか伺いたいと思います。

それから、一般会計補正ですけれども、この中には、細かい質問でありましたけれども、ここでも、金砂郷の分庁舎、処理能力の限界があったというようなことで、限界があるというのはどういうことなのかと、ちょっと説明の中ではわからなかったんですが、請負業者の処理能力の限界なのかどうかですけれども、この辺はまた後で伺うことにしても結構ですけれども、こういう処理能力の限界があるところが請け負ったのかなというふうに感じるんですけれども、そういうふうに私は理解をしたんですけれども、もし違うのであれば、工事そのものはもう終わっているわけなんですけれども、やはりきちんとした予算の立て方、計画の立て方というところ、それから発注ということ考えたときに、もう少しきちんとできるべきではなかったのかなというふうに思いましたので、この部分について伺ったわけです。

それから、林業のところなんですけれども、先ほど、事業の不足分ということなんですけれども、この不足分の理由について伺いたいと思います。なぜそういう不足分というのか、なぜ追加負担金がなされたのか、不足になったのかということをお伺いしたいと思います。

議長（高木将君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 議案第88号の再質問についてお答えいたします。

事業拡張の場合、そこまでの必要があるのかというようなことでございますが、先ほども申し上げましたが、やはり従来の条例の中においても、増設の場合の優遇措置というものも対象とされておりました。また、既存の事業所においても、設備投資を促すようなことになるというようなことでございます。さらには、企業の誘致に当たりまして、段階的な設備投資、こういうものを計画している場合においては、これが入るいい条件になるというようなこともあるということでございます。こういう規定となるものでございます。よろしくお願いたします。

議長（高木将君） 市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 2回目のご質疑にお答え申し上げます。第104号についてでございます。

まず、第1点目の「輝く人」についてでございますけれども、人をつくるのは行政だけではな

く、市民の皆様との協働を基本として、地域も一体となって、子供からお年寄りまで市民の一人ひとりが、輝く人をつくっていくべきものと考えているところでございます。こうした考え方、それからこの基本方向の3点の配列等につきましては、まちづくり懇談会、地域審議会等々、市民のご意見もいただきながら策定をしまいったところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、2点目の、財政の見通しの中で、「財源の確保、受益者負担の見直しなどにより」と、この表現についてはとのご質問でございますけれども、これにつきましては、例えば平成19年度すかさず何かの見直しを行いますということではなく、この総合計画は10年間を見通した計画でございます。当然、今日までの国の流れ等を見ますと、地方交付税等も不透明な状況でございます。そうしたことによって、いずれはこうした住民の負担の見直しを図る時期も考えられるであろうというようなことで記載しているわけでございます。

ただし、単に受益者負担に求めるということではなくて、当然、ただいままでもご答弁申し上げてまいりましたように、事務事業の見直しあるいは徹底的な行財政改革等を図っていった中で、どうしても不足が見込まれるということも考えられるわけでございまして、そうした意味でも、受益者負担の見直しという表現で記載させていただいております。

以上でございます。

議長（高木将君） 水府支所長。

〔水府支所長 根本洋治君登壇〕

水府支所長（根本洋治君） 再度の質問にお答えします。

グリーンライン整備に伴います常陸太田市の県への負担金の割合は、20%であります。平成17年度の実績に伴います市の負担金の精算につきましては、翌年度に精算することになっております。17年度については、先ほどの補正増のとおり141万8,000円が不足するというところで、精算するということになります。現実的には、昨年度の事業の中で、県が施行した事業量が予定よりも多かったということで、具体的に場所とか事業については詳しくは把握しておりませんが、予定した以上の事業量があって、それに伴う20%の負担金が141万8,000円でしたので、今回、補正増をお願いしているところであります。

以上です。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 今、この104号ですけれども、第5次総合計画ができて、そして基本構想ということで挙げられて、やっぱりこういう総合計画がいかにか市民の生活の向上、あるいはまちの発展につながるかというところが大事なところかと思っておりますけれども、その中で、先ほど、輝く人づくりということで私は取り上げましたけれども、そうしました最後には、いろいろまちづくりの懇談会、それから審議会と、そういうところでも承知されたというふうな説明かと思っておりますけれども、やはりこういう総合計画をしっかりと責任持って進めていくというのが行政であるわけですね。

そういう中で、やはりこれ全体がしっかりと市民に受け入れられるというところでも、こういう総合計画の中での進め方の中で、人づくりということを政策の柱に立てるということは、やっぱりまだまだ行政が市民の力をかりてこういう計画を進めるんだという上でも、その辺が、何度も繰り返しますけれども、もう少し謙虚な表現の仕方であっていいのではないかなというふうに思うんですね。

それで、やはりこの基本政策としての「輝く人をつくる」というのは、一口に言って、大体わかりにくいですよ。やはりきちんとした総合計画の政策の基本であれば、もう少しわかりやすい柱を立てるべきではないかというふうに思っていて、わかりやすい柱、大事な3つの柱ということについても一度伺いたいと思います。もう少し謙虚な姿勢で臨んでほしいと思うんですけども、私はこの言葉自体、輝くということ自体は、とてもいい言葉で好きですけども、「輝く人をつくる」というところでは、総合計画を進める中では非常にわかりにくいフレーズだなと思いますので、最後のご答弁をお願いいたしたいと思います。

以上で、私の議案質疑を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 3回目のご質疑、104号についてのご質疑にお答え申し上げます。

人づくり、あるいは全体としてわかりやすい柱をつくるべきというご質問でございますけれども、この件につきましては、今後、先ほどもお答えしましたように、職員による出前講座、あるいは町会長さんの会議、あるいは市政懇談会、地域審議会等々におきまして、市民の方に理解を得られるよう考えながら、十分取り組んでまいりたいと思います。

議長（高木将君） 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第88号から議案第119号まで、以上32件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第5 議員提案第10号

議長（高木将君） 次、日程第5、議員提案第10号飲酒運転撲滅に関する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。18番後藤守君。

〔18番 後藤守君登壇〕

18番（後藤守君） お許しをいただきましたので、議員提案第10号について、配付してあります文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第10号飲酒運転撲滅に関する決議について。

上記について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出するものである。平成18年12月14日提出。提出者、常陸太田市議会議員後藤守、賛成者、常陸太田市議会議員山口恒男、

同じく立原正一，同じく沢畠亮，同じく黒沢義久，同じく関英喜，同じく高星勝幸，同じく深谷秀峰。

提案理由ですが，交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに，市民と一体となって飲酒運転の撲滅を推進するため提案するものであります。

次のページにまいりまして，飲酒運転撲滅に関する決議（案）。全国で飲酒運転による交通死亡事故が多発し，多くの尊い命が失われていることは，極めて憂慮すべき事態である。特に本年8月，福岡市において幼い3人の命を奪い，幸せな家庭を一瞬にして崩壊させた飲酒運転に起因した交通事故は，国民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらした。

このような悲劇を繰り返さないよう，飲酒運転撲滅のために，飲んだら乗らないという運転者の自覚はもとより，同乗者，家庭や職場，さらには地域が一体となり，飲酒運転は絶対に許さないという強い意志を示すことが重要である。

よって本市議会は，ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに，市民と一体となって飲酒運転の撲滅に邁進するものである。以上，決議する。平成18年12月14日，常陸太田市議会。

全議員のご理解，ご賛同をいただきまして，決議案につきまして可決されるよう，お願い申し上げます。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第10号については，会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって，議員提案第10号については，委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので，これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。議員提案第10号飲酒運転撲滅に関する決議については，原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第10号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時47分散会